

平成28年第2回八雲町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月6日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問

○出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|----------|
| 1番 | 佐藤智子君 | 2番 | 横田喜世志君 |
| 3番 | 安藤辰行君 | 4番 | 岡島敬君 |
| 5番 | 三澤公雄君 | 6番 | 掛村和男君 |
| 7番 | 田中裕君 | 8番 | 赤井睦美君 |
| 9番 | 牧野仁君 | 10番 | 大久保建一君 |
| 11番 | 宮本雅晴君 | 副議長 | 12番 千葉隆君 |
| 13番 | 岡田修明君 | 14番 | 黒島竹満君 |
| 議長 | 16番 能登谷正人君 | | |

○欠席議員（1名）

- 15番 斎藤 實 君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近眞君
企画振興課長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	
兼行財政改革推進室長		情報政策室長	吉田邦夫君
新幹線推進室長	石坂浩太郎君	総合病院建設企画課長	
会計管理者	川崎芳則君	財務課長	鈴木敏秋君
兼会計課長		兼収納対策室長	
保健福祉課長	三澤聡君	住民生活課長	竹内友身君
農林課参事	森太郎君	農林課長	加藤貴久君
商工観光労政課長	北川正敏君	併農業委員会事務局長	
建設課長	佐藤隆雄君	水産課長	吉田一久君
公園緑地推進室長		商工観光労政課参事	藤牧直人君
落部支所長	戸田淳君	環境水道課長	馬着修一君
学校教育課長	荻本和男君	教育長	田中了治君
		社会教育課長	
		兼図書館長	
		郷土資料館長	足立直人君
		町史編さん室長	
体育課長	浅井敏彦君	学校給食センター所長	小栗由美子君
学校教育課参事	本庄伯幸君	農業委員会会長	小林石男君
選挙管理委員会委員長	長坂久君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	齋藤眞弘君	総合病院管理課長	成田耕治君
総合病院医事課長	沢野治君	消防長	桜井功一君
八雲消防署長	大渕聡君	八雲消防署管理課長	高橋朗君
八雲消防署消防課長	今村幸一君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	井口貴光君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	伊丸岡徹君		

○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は15名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年6月6日招集、八雲町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から4月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配布のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。6月3日江差町において国道277号線早期完成促進期成会総会が開催され、町長とともに出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会広報編集の為、議会事務局職員による議場内の写真撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（能登谷正人君） 日程第1 議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、6月1日議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 議会運営委員会委員長。

○13番（岡田修明君） おはようございます。議会運営委員会委員長としてご報告いたします。

本日をもって招集されました第2回定例会の運営について、去る6月1日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。以下、その結果をご報告いたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

本定例会に町長より提出されている案件は、すでに配布されております議案16件と報告3件の合わせて19件であります。会期中に議案3件が追加提出される予定であります。また、議員発議による条例改正1件、意見書9件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、また、議員派遣の件1件が提出される予定であります。

一般質問は宮本雅晴議員以下5名から通告があり、発言の順序は抽選により決定しております。

以上、申し上げました内容を踏まえ、すでに配布した議事等進行予定表のとおり運営す

ることとし、会期を6月8日までの3日間といたしました。

以上が議会運営委員会における議事等運営に関する決定事項であります。なお、議事等進行予定表にありますとおり、会期中に全員協議会や各常任委員会等の会議も予定しておりますので、精力的に進行され、予定通り運営されるよう、議員各位及び町理事者のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。よろしく願いいたします。

◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、掛村和男君と黒島竹満君を指名いたします。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より6月8日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月8日までの3日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。

一般質問につきましては、宮本雅晴議員以下5名から通告がなされておりますが、その要旨等はすでに配布しております表によりご了解願いたいと存じます。

次に本定例会の議案等の審議にあたり、議案等説明のためあらかじめ、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。

次に会期中に町長より議案3件が追加提出される予定であります。

また、先に事前配布しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配布の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

本日の会議に齊藤實議員欠席する旨の届出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第4 一般質問

○議長（能登谷正人君） 日程第4 一般質問を行います。

質問はあらかじめ定められた順により、各々45分以内に制限してこれを許します。

それではまず、三澤公雄君の質問を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） おはようございます。

また一番になっちゃいました。3問あります。よろしくをお願いします。

まず1問目、非難所の運営はシミュレーションしているだろうか。熊本の地震にはその被害の大きさにも驚いたが、それ以上に東北地震から5年も経っているのにその教訓がまったく生かされていない被災自治体があることに驚かされました。大変な目にあっているのにこういう指摘をするのはとても恐縮なのですが、当町の問題として捉えるために、あえてこういう表現をさせていただきました。翻って、我八雲町は大丈夫だろうか。予算・決算・常任の各委員会において積極的に進言をしてきた議員の1人として、避難所の運営や避難住民に関する現状を確認したい。特に括弧づけしておりますが、罹災証明書の発行の迅速化などもですね、この質問の中に入れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、三澤議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

その前に、熊本地震で亡くなられた方々のご冥福と、被災された方々には1日でも早い復興を心からお祈りしております。また、ボランティアとして頑張っておられる多くの方々に深く敬意を表したいと思えます。

まず、平成23年3月11日14時46分に発生をいたしました東日本大震災での八雲町の避難所の状況でございますが、同日15時15分に災害対策本部を設置し、15時30分に沿岸沿いの24町内会に避難勧告を発令いたしました。1,398世帯3,675人が対象で、10箇所の避難所を開設し、最大で435人の方々が避難されました。各避難所には職員を配置し、大きな支障もなく対応することが出来ました。幸い、地震が平日の日中で職員がすぐに対応できたことや、電気・水道などのライフラインに支障が無かったこと、津波による家屋倒壊や人命が失われる被害が無かったことなど、最悪な事態が無かったことで避難所の運営がスムーズに行われたと考えております。

避難所の運営や避難住民に関する現状の対応ですが、八雲町における東日本大震災のレベルでは、問題なく対応することは出来ると考えますが、実際に東北大震災や熊本震災の被災自治体を見ますと、ライフラインが寸断し、食料や物資の配給も困難で電話も不通。また、職員も被災しているなど、そのような状況の中では、町の対応にも限界があると思われれます。東日本大震災の教訓といたしまして町民へ迅速で正確な情報を伝えるため、昨年度、災害情報の伝達手段の1つである防災災害無線を整備いたしました。また、災害時備蓄計画を策定し、平成25年から34年度にかけて、備蓄品の確保に努めております。さらに19社の民間会社と5つの官公庁との災害時の応援協定を締結しておりました。しかし、もっと早く対応すべきでありましたが、職員初動のマニュアルと避難所運営マニュアルについては、現在細部を詰めている段階で、今年度中に策定し職員に配布するとともに、説明会を開催することとしております。

罹災証明書の発行には、災害に関わる住家の被害認定基準運用指針により職員が行うこととなりますが、実際の状況では職員の業務は膨大であり、被災していない他市町村との応援協定を締結していくことが現実的であると思われるので、八雲町が被災した場合、地理的に離れていることから同じように被災する確率が極めて低い小牧市との災害協定を締結しておりますので、今後協議をしまいたいと思います。

災害の対応は困難を極めると思いますが、これからも自分の命は自分で守るという基本を町民の方々に周知を継続し、町としても町内会と連携をし、図上訓練や避難訓練を地道に繰り返してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 詳細を伺いまして、運営マニュアル、ルールづくりは今年度中に行って、それで説明会を開くということですが、個別に1つ1つ確認していきます。この運営ルールづくりは鍵となるのは、僕は職員もそうですけれども、避難所に集まってくる地域住民の方がどこまで理解しているかというところだと思います。ですから、説明というよりも実際にこの運営ルールに基づいて動くということも、速やかに訓練の計画も立てて周知していくということが非常に大切だと思います。この運営ルールの身に付け方というか、周知以上のもの。住民に対してのこの辺の浸透をどのように図っていくのかを、今計画の段階でもお話していただきたいと思います。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 町長が申し上げましたとおりですね、この運営マニュアルにつきましてはもっと早くに作成していくべきだというふうに思っておりますが、もうほとんど大部分は出来ておりますので、あと細部ということでございます。職員初動マニュアルにつきましては、例えばどの担当者がどの避難所をやっていくかというようなこととか、その管理はどこが施設を管理しているだかということをしきりと把握をして、その避難所がきちんと運営されていくということで作っております。

最初の3日間、4日間、その短期的な部分については職員が主導し、その運営をしていくと。ただ長期的になりますと、それは自主運営でやっていただくということで、町内会長さん等をリーダーにしてですね、その中で役割分担を決めていただいて、そして運営をされていくと。そして役場職員の方はその支援に回るということを基本に考えております。で、周知ということでございますけれども、職員等は集まれといえはすぐに集まることが出来るので、周知はすぐ出来ると思うのですが、ただ、町民への周知ということでございますと、やはり考えられるのは町広報だとか、あるいは出前説明会とか、そういうのを地道に繰り返していくということで対応するしかないのかなというふうに考えております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤議員。

○5番（三澤公雄君） 分かりました。避難所に責任者を決めてやっていくというのは非

常に、自覚を持って進めていく上で大切だと思うのですが、その時に当の担当の職員が被災してしまったとか、そういったそのバックアップの部分も考えていってほしいと。さらにそこまで考えるとですね、やはりリーダーは当初3日間程度は職員がというお話だったんですけども。万が一職員が駆けつけられなかった時のことを考えて、やはり各避難所を中心としたエリアの地域住民の中に、リーダーの資質を持った方を育てていく。そういうことが必要ではないかなと。また、こういう取組は今地域力が落ちているという指摘の中で、改めて地域のこの結合力というか、地域運営、地域を守っていくのは私達だという機運を作るきっかけも、この防災の意識、防災訓練等で培っていくチャンスかなと思いますので、そこもぜひ考えてほしい。

今、総務課長からも答弁いただきましたけれど、ここまで考えた時に、やはり総務課が災害の担当だという意識が役場の中にありますけれども。この運営だとか、実際にここで3日間、1週間とか過ごしていった時に、総務課だけでは想定されないことも起きてくる。例えば長期間になった時にそこにいる子どもたちの遅れていく勉強だとか、そういうものはどうなのかと考えた時に、当然、教育委員会の方ではどういう準備が出来ているのか。健康状態だとかということ、感染の問題だとか。そうなれば福祉課とかもその準備が出来ているのかだとか。

また、先ほど地域のリーダーを育てていくということに触れましたけれども。そうなればですね、今度、自治基本条例に則っているいろいろとやっても中々進んでいかない部分があるという時に、自治推進委員さんの方でもぜひこういうものを取り上げて、民間側からも町民側からも、この委員さんたちの働きかけで自発的な活動みたいなことが一緒にやっていくということも、今現在、平時の中で行政運営されている時に滞っている分野というんですか、住民のまちづくりへの参加という機運が中々盛り上がっていかないというんであれば、こういう防災も1つの種にしてですね、取り組んでいくだとかっていうふうに考えれば、防災は総務課の防災の担当の人中心だよ。課長、課長補佐に頑張ってもらおうよというだけでなくですね、非常に大きく役場全体で考えていく、これをきっかけに自らの抱えている課題に取り組んでいくというふうに、ぜひ考えてほしいなと思うんですけれども。これらの指摘についてどうお考えでしょうか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） まず、総務課が防災のメインの担当ということはそうなんですけれども、それぞれの課が、それぞれの役割分担というのを一応決めておまして。その役割分担の中で教育委員会であれば教育委員会、建設課であれば建設課、あるいは保健福祉課であれば保健福祉課ということで、それぞれの分野ごとにそれぞれ対応するという役割分担は一応決めております。ただ、その中で避難所も運営しなければならないということが大きくありますので。そうなってくると、例えば職員が本当に被災してしまった。じゃあそれをカバーすることが本当に出来るんだろうかということになると、非常に難しい問題が出てくるなというふうに思っております。まさか本人が怪我しているのに出てこいと

言うわけにもいかないですし、そういう部分では大変、そこまで想定するということが非常に厳しい状態であるということは言えると思います。

それから、地域住民で地域を自分たちで守ろうという意識を高めてくれるということで言っておりましたけれども、ご指摘ありましたけれども、防災無線の設置の関係で地域の方々とお話をして、こういうことでやりますよというような話をして回った時ですけども、その時にある地域の部分では、私たちの地域というのはこういう状況に置かれているということを、その住民の人達がきちっと把握して、そしてどういうふうに対処するかということをやらなければいけない。その時にやっぱり役場の方で来ていただいて、こういうことですよ、ああいうことですよとってくれると、そうすると、地域でまたそのことについて皆で話し合うことが出来るというような話を伺っておりました。ということで、やっぱり本当に自分で身を守るというのもそうですけれども、地域を守るという、そういう視点も持って、説明会あるいは周知に努めていきたいというふうに思っております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） ルールに関しては、これから出来るということを期待をこめて見守って、また常任委員会等も活用して、ぜひ議会とも情報交換をよろしくお願ひしたいと思います。

これからちょっと個別の、いくつかこれまで進言してきた備蓄品に関する進捗状況を確認したいと思います。どの時点で言ったかはちょっと記憶が定かではないんですけども、最近の話題ではプライベートゾーンなんかを守る上で、衝立等を準備したらどうかというお話をしてきましたけれども、その準備状況はどのようになっていますか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 八雲町の災害時備蓄計画というのを24年につくりまして、25年から34年までの計画で備蓄品をそろえていくというふうになってございます。で、先ほどプライベートゾーンの確保ということでございますけれども、防災用マルチルームという施設内でテントのみたいなものを作るものと、それからワンタッチパーテーションという、防災マルチルームは屋根がついているんですけど、ワンタッチパーテーションというのは四方を囲うという形でございます。それらを10張ずつ用意しております。で、これにつきましては、例えば医療スタッフがやるだとか、あるいは着替えをするだとか、あるいは女性の方が授乳するだとか、そういうことで対応するためのものですが、10張ずつ用意はしております。以上でございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 屋根付きのやつは他にもいろいろと使い方があるっていうか、例えばトイレなんかは仮設トイレが中心になる部分があると思うんです。施設に十分にトイレがあればそれで良いんでしょうけれども、いかんせん仮設トイレは和式が中心ですよ、

今業界で持っているのは、そういう意味で洋式の準備も進めながら、一方トイレを使う上で非常に不自由な方もいるという意味で、その屋根付きの部分は洋式を中心、もしくは多目的トイレを使う人達にも配慮したトイレ作りのためにも役立ててもらえたら良いなという意味で、さらに備蓄品の幅を広げてもらいたいと思います。

一方、衝立なんですけど、今回の熊本でも比較的避難所の運営が上手くいったところ、協働意識をちゃんと持ってやったところなんかは、座った時に目線が隠れる程度の高さのもので全体を仕切り、特にさらにプライベートなところはもっと背の高いものにするという、そういう使い分けもしていたという記録もありますけれども。是非ですねその衝立の部分も、さらにその辺の視点も入れていってもらいたいと思います。

次にですね暖。要するに床に直接では寒いということで、ウレタンマット等のお話をしたこともあるんですが、その備蓄状況はどうなっていますか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） マットにつきましては、計画では3,700枚を用意するという事になっておりますけれども、今現在で2,200枚、60%くらいの購入をしております。そのマットに、私も大変、見ていないで言うのもあれなんですけれども、マットを包んでいるダンボールを衝立に使えるというようなものであるというふうに聞いていますので。それがどういうものかって、ちょっと私確認をしたら良いんですけども、確認をしていなかったんですが、そういうことでマットを2,200枚、一応ストックしております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 北海道は雪国で冬の避難も考えた時にですね、僕が指摘した時には単純にウレタンマットって言った記憶なんですけれど、片側の面がアルミ凝着されている、熱が逃げないようにしているっていう商品もありますよね。出来ればそういうものを用意した方が、冬、特に暖房のない体育館等に避難した場合、もしくは町内会館の土間等を使うって言う時にも非常に幅広く使えるのかなと思うので。今持っている物のその確認と、今後入れる物はそういう物にした方が良いんじゃないかなということ、ここで指摘させていただきます。

一方で災害というとブルーシートなんかの出番が多いのですが、ブルーシートというのは今回の熊本の時でも床に引いた時に、人が動くとき音がするんですね。で、他人との共同生活に慣れていない人間がほとんどなので、それだけでも寝られないと。要するに他人との共通の空間にいることと、そういった些細な音でも非常に気になるという報告がありました。是非ですね、そういうことも配慮してですね、ブルーシートは運動会だけという感じですね、配慮していただきたいと。

さらに伺いますけれども、今冬の話をしました。で、体育館等をもし使うとした時に非常に空間が大きいんですね、そういうところへの配慮というんですか。また暖房器具等はどういうふうに考えていますか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 小学校あるいは中学校の体育館ということでございますけれども。学校の体育館というのは基本的に子どもたち走り回るところなので、普通の居住空間とは違う程度の暖かさを確保するという観点だと思いますので、実際に被災者の方々がそこで寝起きされるときに本当に暖かく過ごせるのかと言うと、なかなか難しいものがあると思います。で、その暖房も今は大抵の体育館については、暖房は確保されております。ということで一番は毛布を使って暖を取っていただくということで、その毛布の目標が2,600枚を購入するというところでございますが、今のところ2,360枚でございますけれども。これにつきましては以前にも購入してございますので、全体で言うと4,000枚くらいは毛布はございます。それと、発電機を47台のところを25台用意してありますので、半数近くあります。で、学校電源に繋がられるか分からないですけれども、電源が使えなくなったときにそこで対応できるかということでございます。それと、ストーブですね、ポータブルストーブでございます。これが計画では141台のところ、まだちょっと5台しか買ってないということなので、そのポータブル石油ストーブを、この3.5%って本当に低い率なので、これを少し購入していかなければならないと思いますが、まあ計画がありますので、計画を進めていきたいなというふうには思っております。以上でございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 寒冷地ということで、特に寒い道東・道北地方の実例なんですけれども。体育館等に、これ北見でしたか、大学もありますから、ゼミで研究していたんですね。農業用のマルチのシートなんですけれども、道南ではあまり使われない霜対策で空気の層を含んでいる商品名パオパオっていうちょっと変わった名前だと思うんですけれども。そういうものを2メートルくらいの高さに敷くんですよ。ひっぱるんです。で、天井全体を低くする。空気が逃げる、そういった形にして、先ほど言ったアルミ凝着したマットを敷く。なおかつですね体育館等を暖めるという意味で、今まではジェットヒーター等を用意していたというのですが、非常に、調べるとCO2の発生が非常に多いんです。で、寒さの為に締め切った体育館においても非常に健康的に害があるということで。やはり同じ追加で買うのであれば、今備蓄のストーブが少ないというのは幸いだと思うんですね。小さいポータブルのストーブ、今7,8,000円で10畳くらい暖めることが出来るストーブなんかがざらにある。量販店でもですね。そういう意味では小さいストーブ、温風ストーブであれば勿論電源がいるんですけれども、非常用電源の備蓄は備えていると言いますから。そういった小さな熱源を利用して、制限された空間を時折換気を行いながら適切に暖めていくという様式を採用し、訓練していったらどうかと思います。このこともご意見を伺いながら、先ほど、これまでずっと備蓄品の状況を聞きましたけれども。なにやら備蓄はしていますけれども、まだ開いていなかったり、職員の現場でも物をまだ確認していないということもありますから。それはいざという時に、これはどう組み立てるんだとか、

使い方があべこべだったぞだとか、そういったこともまた心配されますのでね、その辺の確認を訓練みたいな感じでやっていったらどうかなと思うんですね。

そんなところはいかがでしょうか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） その備蓄品の物がどういうふうな物なのかということ把握しなければならないというのは当然ですけれども、一応、その防災用品というのを買って保管しているということなんですけれども。それにつきましては、今年全ての物の棚卸しをしてですね、どこに何が、本当にちゃんと置いてあるのかという部分も含めてですね、そしてこれはどうやって使うんだということも含めて棚卸しをしたいというふうに思っております。以上です。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 非常に心強い発言がありました。そこでもう1つだけ、ちょっと甘えたアイデアを言わせていただければ、使用手順の確認とかでやる1つのアイデアなんです。この5月の連休中に黒岩小学校を今度使うことになった麦の子さんがいらっしゃって、そこで2、3日過ごされたんですが。あとでお話を聞いた時にですね、体育館に直接寝袋をひいて寝たと。非常にそれは楽しかったと、キャンプというか宿泊研修の延長で、それはそれで楽しかったのではないかなと想像できるんですけれども。やはり迎える町としてはですね、そういった機会を活用して、先ほど言ったウレタンマットの使用状況の確認だとか。職員も実際にそれを運ぶ時にどんな苦勞をするんだろうかだとか、そういったことを味わう。一方でそれを提供された方は非常に嬉しいと思うんですよ。特に町外からきた方々ですから、八雲町のこのハートの暖かさなんかも感じるんじゃないかなと。一石二鳥かなと思うので、今後そういった備蓄品の確認ということをお小中学生のいろんな、当町の町民もですよ、そういった行事に使ってもらいながら、使い心地や使うことへの慣れだとかね、組み立て方への慣れだとか、そういったこともやると非常に、単なる訓練ではなくて、実用的な訓練になるのかなと思うので。そういうことも考えてもらいたいと思うんです。このことはお願いということで。

もう1点ちょっと抜けていたんですが。兎角、この防災というのは危険が伴うというイメージで、男の役割というイメージですけれども。ルール作りやこのルールの徹底、そしていろんなところに細かく目を配るという意味では、是非、その町内会でリーダー作りだとかも含めてですよ、また新たにルールを確認とかルール作りのところにもですね、女性の目線、女性もその組織に入れて考えていったらですね、先ほど僕もわずかですが入れました、いわゆる弱者への配慮の部分が、もっともっと入っていくと思うんですよ。是非そういったことも考慮して今後進めていってほしいと思うのですが、そのお考えもお聞きいたします。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） ルール作りの時には是非女性の視点も入れてというお話でございましたけれども。以前に赤井議員さんだと思いますが、そういうことで女性の目線でそういうことを考えてはどうかというようなお話もいただいております。これも本当は昨年度中にそういう団体との会議を持ちたいというふうに思っていたんですが、なかなか実現しなかったということで、今年ですね、そういう女性の団体の方々ですね、その点について話し合う機会を持ちたいというふうに、担当の方では事業をそこに予定をしておりますので。そこでいろんな意見を取り入れながら作っていききたいなというふうに考えております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 期待しております。さらにもう1点付け加えると。こうやって実際に物を見ながら、物を動かしながらのお話を進めてきましたけれども。ずっとそれが出来ないという物もありますから。今道が進めている略称で言うと、DIG災害図上訓練、HUG避難所運営ゲームというのも総務課長の頭の中に入っていると思いますけれども。こういったものもぜひ活用して、町内会、または小中学校の児童・生徒さんにも、参加し、まず頭の中からというスタートもあるというふうに聞きましたので。そちらの方の普及、そして推進もお願いしたいと思いますが、どうですか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 避難訓練をやりたいと思っても、なかなか大掛かりになってしまって難しいということが現状でありまして、それで警察の方といろいろ話をしてですね、それでは町内会ごとに図上訓練をやったらどうでしょうかというような話もいただいております。例えば町内会の方々に集まっていたいただいて避難所はどこなんだと。どこのルートを通ることが一番安全なのか。その時に地域にお年寄りがいるけれど、じゃあこのお年寄りはどうするんだとか。そういうような話し合いを町内会の小さな単位でやるということは可能であるのかなというふうに思っておりますので、まず最初に私の町内会からやりたいなというふうに思っております。以上です。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 総務課長の活躍に期待しておりますが、改めて確認しますけれども。ぜひ全庁的にも、総務課だけばっちりと言っても、八雲町役場全体が本当に任せられる、安心・安全を担っている役場だということの安心感を、ぜひ町民に与えてください。よろしく願いいたします。

それでは2つ目にいきます。水道事業ビジョンの今後10年間の取組姿勢を読んで。人口減少等で水需要は減る。その一方で施設の老朽化で更新経費は増える。ゆえに経営は苦しくなっていくので、今まで以上の一般会計からの繰り入れも増えざるを得ないだろう。し

たがって、水道料金の見直しも必要になっていく。あらまはこんな感じだと私は思って読みました。今後 10 年間の取組が大きな鍵を握っているという分析がビジョンにある中で、この順番の 3 番目に記載されていました水道未利用者への水道利用の啓発という項目に着目して伺いたい。現状はどうなっていて、どの様な取組みをなさっているのでしょうか。また、ほかに収益改善の方策は検討されていないのでしょうか。研究中でもかまわないので、あれば伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員の 2 つ目の質問にお答えいたします。

「水道未利用者」とは、給水区域内において水道に接続されていない、主に地下水利用者となります。八雲地域における簡易水道を含めた平成 27 年度末の給水区域内戸数 6,597 戸に対し、給水戸数は 6,476 戸となり、未接続戸数は 121 戸余り。給水区域内における普及率は 98.2%となります。熊石地域においては、同じく平成 27 年度末の給水区域内戸数 1,327 戸に対し、給水戸数は 1,323 戸となり、未接続戸数は 4 戸余り。給水区域内における普及率は 99.7%となります。

水道未利用者への水道利用の啓発につきましては、厚生労働省において毎年 6 月 1 日から 6 月 7 日を「水道週間」と定めており、八雲町においても水道週間に合わせて町内各施設へのポスターの掲示、町広報紙への掲載、小・中学校への標語募集など、水道についての理解と関心を深め、安全で良質な水道水を安定的に供給できる水道を周知し、普及率の向上に努めております。

また、毎年各所で実施しております老朽配水管の布設替工事などの際には、工事区間内の地下水利用者など水道未利用者に対し、本管工事に合わせ給水工事を実施することで給水工事費の軽減になることを説明し、水道への接続を啓発しております。

次に収益改善の方策についてですが、水道事業ビジョンの中にもあります通り、平成 47 年度以降に見込まれている水道施設の大量更新について、重要度・優先度を踏まえ、事業の前倒し・先送りなどの事業の平準化、水需要の減少に合わせた施設のダウンサイジングによる更新費の抑制等を検討していかなければなりません。また、適正な給水収益を確保するため、水道料金の見直しについても検討していく必要があると考えております。水道料金の見直し以外に収益の改善は非常に難しい状況ではありますが、平成 26 年に三澤議員からの質問により、水道事業における小水力発電の可能性について検討を行いました。導入費用と発電に係る電気料金の費用対効果が期待できない事から、事業の実施は難しいと判断いたしましたが、今後の技術の進歩に伴い、発電効率の向上や導入費用の減少など、新しい技術により収益を得られる可能性が出てきた場合には、検討を行う必要があると考えております。以上、よろしく願いをいたします。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤議員。

○5 番（三澤公雄君） 後段に以前私が指摘した小水力発電にも触れていただいたので、

嬉しいんですけども。確かに技術は日進月歩で、そして特に小水力の魅力は24時間動くんですよ。だから少ない発電でも非常に効果がある。太陽光と比べた場合に施設の整備のお金は若干かかってもですね、非常に回収は出来やすいという部分が、24時間動きますから。私、太陽光ちょっとやっているのですね、取り組む上で非常に技術革新も早くて、初期投資のお金が20年の契約をしていれば10数年で返ってくるという意味で、取り組みやすかったので投資したんですけども。実際はやっぱり施設の寿命とかがあって考えた場合に、太陽光ってやっぱりそんなに魅力的なものじゃないんですよ、エネルギー全般で考えた場合に。そういう意味では僕はやっぱり小水力というものを自治体でですね、もっと厚く考えてもらえればなど。これは僕も引き続き見つめていきますので、良い技術が、そして他町村で先んじてやっていた良い例なんかも取り入れていくように私も見ていきますので。1つよろしく願いいたします。

で、質問の中心に置いておいた、水道未利用者への水道利用の啓発というところは、今本当に伸びしろがもうほとんどない中で努力されているということは十分分かりました。で、あえてここに注目したのはですね、隠しネタなんです。水を必要としているのは人間だけではないよというところで、要するに水は資源としてあるのに需要が減っているという水道事業の中で、じゃあ薄利多売でもですね水を、要するに飲むものがいればそちらに、人間とは違う料金設定でもやっていったらどうだろうかという視点なんです。牛です。自分の業界のことなのでなかなか言いづらくて控えていたんですけども。非常に井戸が来てきている。そして水質も悪くなってきている。だけれども水道、金を払って水なんか飲ませられないよという、簡易水道が普及していない地域なんかではそういうのが根強いんですけども。一方で、簡易水道がある地域では、今の料金だからやっていけるという部分があるんですね、29年度の会計が1本になった時に、どうも今のところ先輩たちから、その地元の人達が聞いていたものと違ってですね、やはり料金の値上げがあるという部分を、僕はやっぱりそこをクローズアップしたいんですよ。人間の10倍飲むんですよ、牛は。そしてその利用した水が直接売り物にならないんですよ。例えば、八雲の水道料金、商業用って出ていたところに、例えばお風呂屋さんなんかがあると思うんですけども。水を温めてすぐ商売できるんですよ。いや、失礼な言い方かも知れませんが、水がそのまま商売になると。料飲店さんは水がまた売り物になっている。牛は水を飲んで、それで自らの命を、そしてそれが血流に変わり、乳腺細胞を通してそれが牛乳に変わっていくという意味で、迂回されているものですから。その辺の配慮ということでもう少し金額を考えていてもらいたいということが1つと。牛がこれから増える可能性がある。大規模化を模索している。そして現に大規模化しているところが今の簡易水道料金じゃなくなった時には、俺のところは掘れば水が出るんだから井戸を掘るぞと言っている人達もいる。でも、それっておかしいと思うんですよ。安全で良質な水がしっかりあるよという謳い文句な水道事業なものですから。結局、簡易水道を使ったとしても、やはり今までの料金をなるべく維持できる地元への理解というか、酪農業への理解をさらにもらいたいということなんですよ。

ぜひ、そういう観点で今後のあり方なんかもお話していただければと思います。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 今、議員ご指摘の、主に牛農家さんの水の関係だと思っ
んですけれども。確かに極端といえば、今のところ農家さんで水道を使われているところ
ってそんなにないんですけれども。地下水を使われているですとか、確かに簡易水道を使
っているところもあるんですけれども、両極端といいますか、大規模化は確かに進んでお
りまして。使うところは極端にすごい量を使うというところは、今後も確かに増えてくる
だろうと。ということで、今の料金体系につきましては、そういう大規模化に対して本当
に対応していない部分も確かにあると思いますので。そこら辺は牛だけじゃなくて、例え
ば水産だとか、そういう方もありますので。今この場ですぐにはお答えできないんですけ
れども、町長を含めてその辺を協議しながら、どうしたらいいかということの部分で協議
していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 是非ですね、産業面のところを考えていただきたい。それともう
1点ですね、新しく井戸を掘って水道供給をしていくよってという説明をしている地域のこ
ともありますけれども。今の水道の、あれ、ど忘れしちゃった。あの墓地の所の、あれは
落差だけですか。例えば圧力をかけて、さらに遠くの地域にまで水を行くようにするって
いうコストと、有利な補助金を見つけて井戸を掘るというのと、どちらが有利だという計
算を水道の方ではしているんですか。そういう質問をぶつけられた時に、僕ちょっと考え
が及ばなかったものですから。今の水道がどれくらい圧をかけて、もしくは自然の落差だ
けなのかだとか、ちょっと失念していましたので。現状、もう少し圧をかけて立岩の奥、
山崎までだとか、そういったことが可能なのかという検討はどういうふうにされているの
かということをお聞きいたします。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 費用対効果といいますか、水圧をかけてもっていくのと、
新たに井戸を掘った場合という話だと思うんですけれども。今の水道は黒岩の大川の方ま
で実は一部行っていますし、それは水圧といいますか高低差の部分で持っています。
で、今の未給水の部分につきましては、高さ的にそのままでは水圧が足りないというこ
とで、圧をかけるという方法もあるんですけれども、かけたからといって、今度管がもつか
という部分もございますし、停電になった時に止まってしまうという部分があつてです
ね。やはり自然の圧で持っていくというのが費用対効果も含めてですね、今のところは、手法
としてはそちらの方が長期的に見れば費用の面でもいいだろうということで、なるべく自
然流下ということをお基本に考えてございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） そういうことであれば、未だ水道の届かない部分のところは新しく井戸を掘ってという話を、やっぱり待ってなきゃいけないということだと思いますけれども。かなりの時間待っている地域もありますしですね、そこもまた同じ酪農の仲間もいまして、規模拡大とかと言った時に、いつまでも沢水でやれないよということも考えているようなので。是非、その辺もさらなる水道利用ということで考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは3番目いきます。医療訴訟の進め方とその後について伺います。

まず、今回訴訟になっている事例は麻薬を常習している医師が診療していて起こした事例だという認識でいるのかという点と、彼が麻薬を常習しているかもしれないと十分に推測される情報を病院トップは入手していたにも関わらず、己の主観のみで考え、情報を過小評価したという過失があるという認識に立ってこの訴訟を受けているのか。もしくは別な認識を持っているのかについても伺いたい。

私は、町民の悲しみに寄り添う立場で町はこの訴訟を進めていって欲しいと考えています。そして適正な損害賠償をした上で、この損害額を独善的に物事を解釈し進めていった当時の病院のトップに損害賠償請求の民事訴訟を起こすべきと考えている。町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、三澤議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

平成26年2月に起きました医療事故に対する損害賠償を求める訴訟を、本年2月に函館地裁に起こされた事案であります。

まず1点目の麻薬を常習している医師が診療して起こした事例だと認識しているかということにつきましては、昨年6月の逮捕時における常習性は本人も認めておりますが、事故発生時の常習性については不明であり、その判断は難しいものと考えております。

また、2点目の情報を過小評価した過失があるという認識を持っているかということにつきましては、逮捕に至る一連の事件経過においては、病院管理者としての管理責任はあったものの、事故発生時では過失があったという捉え方はしておりません。

また別な認識はどのことですが、事件が明らかになる以前の医療事故であり、大変不幸な医療事故と感じております。

いずれにしても、最終的には司法の判断等に委ねられることとなりますが、誠意をもってご遺族に対応し、早期の解決を目指したいと考えております。

また、損害賠償請求を起こすべきとのことですが、すでに事件における組織管理の責任を取り、しかるべき処分が下されていることから賠償請求の訴訟を起こす考えはございません。よろしく願いをいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） どこまでも医師は守るという姿勢は、大学側から見たら美談に見えると思うんですけども、町民感情としてはね、やはりおかしいと。特に後半のですね、処分は適切にしているって言われますけれども。先日、床屋さんでですね、「なんだ院長まだ病院にいるんでないか、おい」って、いきなり言われましてね。いや、僕らも知らなかったんですけどね、通いで来ているんですよって。「えっ」てね。だって辞表を出して、残りの任期が定年までで2ヶ月だから、仕方なくギリギリの2ヶ月でしょ。本当はもっとしたかったんだけどもっていうことを臭わせながらさ。そういったわりと好意的な町民もそうやって受け止めているんですよね。なのに、まだ八雲総合病院に来ているんでないかってね。そうしたら2ヶ月は足りないべやって、その時点で善意的に見ていた人達だっと思うんですよ。まあ、これが現状の1つだと思うんですけども。

被害にあわれた町民に対して誠意を持ってということ、私は言葉のとおり是非実行していただきたいと思うんですけども。ただ、その前提になっているのが、一番最初に僕が触れた常習している医師がっていう認識は、これもマイナス評価でしたよね。で、過失があるという認識に立ってといっても、事件発覚前の事故なのということ。これもそういう観点に立っていないということであれば、金額は出来れば寄り添ったとしても、中身がそういったふうに事件の本質から外れている解釈で行われた時に、非常に複雑な当事者感情、またはそれを見守っている町民感情が残ると思うんですよね。事実というか、事件の解明には非常に時間がかかりました。というか、時間をかけたという指摘のほうが正しいと思うんですが。それで明らかになった点からいくと、私がこの質問で言っているように麻薬を常習している医師が起こした事件だと。そしてそのことの彼がそういった状況だということは容易に判断できる情報は入っていたという、この2点はね、全ての証拠を見直した上でも、その観点に立って今からでもこの訴訟には向かっていくべきですよ。そして今でも八雲に来町している院長に改めて責任を取ってもらうという。その判断は司法に委ねる。この方が町民感覚にしてみれば正解に近いのかなと僕は思います。いちいちですね、もう1回あの時に出された事例から1つ1つ、僕は確認していても構わないんですけども。そこまでしなくても、この指摘がずれるということはなかなか合点がいかないのですが。町長の方で自身が消化しているこの麻薬の常習の部分の指摘と、病院のトップが過失があったということを否定しましたけれども、その根拠を喋ってください。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） この事件が起こる前から、当該医師が院内での麻薬の窃盗をしていたということは、警察の捜査で明らかになっております。ただし、この残念なこの事故を起こした時点です、これが麻薬の常習性があったかどうかも含めてですけども、どう影響があったのかということ調べるということは大変難しいということあります。一般的に議員おっしゃるとおりですね、法を犯した医師が麻薬というものを抜いて自己施用をしていた場合、医療行為になんらかの影響があったということ推測されるということが前提でお話になっているかと思っておりますけれども。実際問題それをどう影響

があったかということ調べる術はないということが実態であります。それにしても後段にありますように、その該当医師がそういう事件を起こしたという中で、こういう医療事故を起こしていますので、そういう意味では損害賠償をすとかしないとかということ争う気は、病院、町としてもありません。適正な損害額を確定するのを司法の判断に委ねているという立ち位置でありますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 医師法でもですね、麻薬を打って医療行為にあたって良いとは書いていないはずですから。1つ分かり易い話をしますよ。今日のニュースでも道警が、北海道内における飲酒運転の事故があまりにも多くなっていると。さらに啓発運動をしなければならぬというニュースがあったんですけども。アルコールを飲んで事故を起こした時に、事故を起こした人間が、俺がアルコールの影響を受けて事故を起こしたかどうかお前ら証明しろって、開き直る人がいますか。また、周りが、そうだそうだ、そこ被害者の方で証明しろよ。という世の中ですか。事故を起こした後にアルコールの濃度が適正値以上あったと。はい、あなたは飲酒運転で事故を起こしましたねって、これが今の世の中じゃないですか。麻薬は違うの。常習性の非常に強い薬物を体に入れていたって人間が、この手術の時には入れていないんだと主張するんですか。常習していてもこの手術の時には影響がないんだということを証明するんですか、八雲町が。警察が明らかにした証拠をすべて見ても、部分的にみてもですね、私がこの質問で取りあげた2点は譲れないでしょう。変な理屈を言うんじゃないよ。まともな人間として考えてください。まともな社会生活をしている信頼出来る役場職員として行動して、被害にあった町民に寄り添うべきだ。軸足がずれててですね、いつかどっかの大臣が所詮金目でしょうみたいな。間違ってもそんな根性でやっているんだたらとんでもない話だよ。そうじゃないはずなんだ。なぜそんな無理をしてまで守らなきゃいけない。やまいだれに無理って書いて、さとうひろしって今読むらしいんだ。どれだけ無理なことをこの八雲町にやらせてきたか。トップの責任って今外部の声がありましたけれどもね。町長も副町長も警察の直前まで情報が入っていなかったんですよ。なんで裁判の矢面に立たなきゃいけないんですか。トップだからね、仕方ない。でもさ、情報を上げてこなかった、入れてこなかった責任というものを、やはり裁判の時に向き合う町民に見せる仏の顔と、振り返ってやはりそういった組織のあり方を壊してきた人間に対しては、もっと鬼の形相になっても良いんじゃないですか。

やっぱりこの事件にけりをつけないと。けりというのは然るべき罰を受けたという認識を町民が持たないと、総合病院の再出発というのはやっぱり歩みが遅いんですよ。三田新院長を応援するという気持ちですね、前院長にしっかりと反省を促す行動をすべきだと思いますが。この視点、今喋ったことについてのご反論、承ります。

○総合病院事務長（齊藤眞弘君） 議長。

○議長（能登谷正人君） いや、町長だ。町が訴えられてるから。町長。

○町長（岩村克詔君） 今、三澤議員のご指摘は住民の中からも私もお聞きをしていると

ころであります。麻薬を常習していた医師については今司法で判断をしているところでもありますし、それについては司法がきちっと処分をするものと。で、町といたしましては懲戒免職ということで処分をさせていただきました。また、その病院の院長先生の問題でありますけれども、院長先生は管理者でありますから、その辺は管理をしっかりとすべき責任はあったものと感じますけれども、院長に対しても、町としても処分をさせていただいているところでもありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 質問の趣旨が全然。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 本当にね、立場で進めなきゃいけないから。町長の腹の中はね、俺が知っていたらこの事件起きなかったよ、然るべき時に知っていたら。俺は事件を起こさないように動けたという悔しさがあると思います。

金額で民事訴訟が出来ないと言うのであれば、僕は少なくとも百歩譲って、いや一万歩譲ってですね、医療の上で彼は管理者たることは二度とあってはならないという、少なくとも医療の世界でそうやって認識されるくらいのことを町から発信すべきですよ。彼の診療科目は産婦人科です。引手数多です。これから自治体以外でもですね、招聘を受けるかも知れません。一医師としての活動は、それは彼の腕前は私は否定しませんし、そういう評判も若いときからずっとあったでしょう。そのことに対して私は触れませんが。一方でですね、管理者としては失格者として烙印を八雲町が押してあげるべきです。少なくともそれくらいのことをしてですね、よその地域で二度とこういった管理上責任を問われるような訴訟が起こらないようにするための行動はやってほしい。やるべきだ。やってこそ二次医療圏八雲町、その立場がよりいっそう明確になり、医療に質を保証している町として大いに信頼を深めることになるでしょう。また、それ以上に八雲町民が胸を撫で下ろし、総合病院に向かなかつた足が向いてくるかもしれません。やはり白黒というか、黒の烙印はちゃんとこの事件につけないと。今、黒というのは八雲町についているんですよ、黒星が。組織図から考えた時に仕方ない部分はあるというものを超えてですね、住民感情として、情報を上げなかったやつになんで責任を取らせないんだと。阿部医師を守った形をとって、自分は実は自己保身にやっていたというのが、この事件の根っこにあるわけですから。

もう一度、今度はちゃんとした答弁をいただきたいので念を押します。金額の訴訟は一万歩譲って、それではなくて、やはり経営者として失格だという印を彼にしっかりとつける行動をしてほしいというこの思いについて、どうお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 前院長につきましては先ほども述べたとおりですね、町としても処分をしてですね、今は自分でお辞めになったということでもあります。これについてこれ以上町が、前院長に対してこれから何か事を起こすということはありません。

今、八雲町として考えていることは、三田院長先生を中心として、いかに信頼の出来る

病院に全員総力で取り組んでいくかということが一番大事だと思っておりますので、今三澤議員から何度も前院長の件をお話をされていますけれども、町としてはあくまでも処分はしたということで、ご理解をお願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 無視されたのか、知恵がないのか。裁判を見守ると言っているんですから、この裁判の場面ですすね、町側の主張としてですよ、管理上の責任はトップである町が受けなきゃならないので損害賠償を支払うという答えがあったとします。その時にですすね、実はこの事件はこうこうこうで、病院のトップが情報を握り潰していたんだと。独善的に判断し、都合の悪い情報を捨てていたんだと。このことは非常に今も憤っている。これさえなければ、その後麻薬常習によって起きたこの事件は起きなかつたらう。そういう意味で私は残念だとか。そういった答弁の中でですすね、彼の管理責任を浮き彫りにするという事は出来るはずですよ。そのことによって、見る人、医療関係者は見るわけですからこの裁判を注目して。そこにしっかりと発言力として残す。こういったことも僕は、今の私の質問に対して、もし町民側に寄り添うという視点であれば、そういった判断もできると思うんですすね。ゼロ回答ということはないでしょう。やれることはあるんだから。またはそれ以外にもこの裁判で見守るといふのであれば、裁判の中でいくらかでも彼の管理上、行き届かなかったところ、それはさらにデリケートな言葉を使いながらでも出来るはずですよ。どうですか、こういったアイディアは。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、三澤議員から再三同じ質問がありますけれども。この麻薬を常習した医師については今裁判をやっています。また、事故に関しても今裁判中でありませす。これは前院長の管理責任をどうのこうのという裁判ではありませんので、私としては先ほど何回も述べているとおおり、町としては処分をさせていただいたということですよ。

これからやることは、先ほどから何回も言いますけれども信頼できる病院として前進することだと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） ゼロ回答は変わらないんですけども。ちょっとここにきて確認します。どういった訴えをされているのか正確に、事務長もしくは管理課長なら把握していると思うので、どういった訴えの内容なのかを。今、私と町長のやり取りを聞いていて、多くの傍聴者の方もその辺が分からなくなってきたんじゃないのかなと思うので確認します。お願いします。

○管理課長（成田耕治君） 議長、管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○管理課長（成田耕治君） まず、お亡くなりになられた方については、当時内浦町在住

の61歳の男性でございます。平成25年の10月に不整脈と診断をされ、検査を進められたことから平成26年2月12日に入院をされ、14日にカテーテルの誘発検査の施術を受けた後、胸痛を訴え、容態が悪化し、心膜血腫によりお亡くなりになったケースでございます。ご遺族からは手術の手技自体に問題があるのか、また穿孔後の処置にも問題があるのかとしてですね、平成28年の2月24日付けで八雲町に対して損害賠償請求としての届出が函館地裁の方にされた事案であります。

第1回の公判については3月29日に行われておりまして、相手方の弁護士の方から訴状請求の説明について訴えをおこされてございます。また、5月の31日、先般ですけれども、第2回の公判が行われましてですね、訴状の請求内容についてうちの顧問弁護士の方から認否の反論という形で進められておりまして、順次裁判が続けられていきまして、この状況でいけばですね、だいたい1年半ほどの裁判ということで今進められているケースであります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今までのやりとりを聞いていたらさ、どういうことをここで答えなきゃいけないのかっていうのは、分かんないのかね。とぼけているのかね。

八雲町の責任を問われているんですよ、町長ね。トップとしてですよ、きっと。だから、そこを争って起こしているのは町民なんだから、寄り添う形でその損害の部分はお応えしていただきたいと。一方で情報を上まで上げなかったという内部のこんな問題は、町長の方で然るべき、全部が全部自分の責任だというのは、町民に対してはそれで受け止めていいんですけれども。一方で先ほどから私が言っているように、今後よそでまた管理者になった時に二次被害、三次被害が起こるといふふうに推測されるので、彼自身がもう管理者にならないという意味で、情報発信をその裁判の中でやっていくということは十分に可能な訴訟だと、私は今の説明を聞いただけでも思いましたので。是非そうやっていただきたい。それは新たに町が彼に罰を与えるという表向きの形ではとらないわけですから。

一方で一万歩譲って、町民感情として、前院長に対して何がしかのことは最低限出来たのかなという意味で、一つの落としどころなのかなと思うんですよ。いや、納得しない人はいっぱいいますよ。なんだ三澤、まだ5分あるのにもう納得するのかって、後ろから厳しい視線を僕は浴びているんですよ。だって何回も言葉を変えて説明しても。ね、議長。理解を深めた上での答弁がなかなかもらえないので、言いつ放しになって申し訳ないのですけれどもね。是非ですね、裁判を見守るといふのであれば、裁判の中でもですね、この事件の白黒をちゃんと入れていくという努力をすることが、私は今岩村町長に求められていると思います。4分残していますから、答弁をお願いします。

○議長（能登谷正人君） 町長、質問してること分かりますよね。

○町長（岩村克詔君） はい。

○議長（能登谷正人君） それじゃ、町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、同じことを質問していると思います。私も認識

はしているつもりであります。ただ、裁判はこれから続くわけでありますから、三澤議員ご指摘のとおりですね、裁判をしっかりと注視しながら新たなことが出てくるようであればですね、またいろんな面に対応してみたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） よくこう裁判なんかがドラマに出た時に、どこかの場面でこういうやり取りがあるんですね。裁判上なのでそれを見守るから、中身のことは詳細言えないだとか、ドラマの中でよくあるんですけれども。今ここでその裁判のことを取り上げていますけれどもね、利害の反する人間が質問しているわけじゃないんですよ。町民に寄り添ってくれというメインのことに對して、町長もそうするって答えたんです。同じなんです。で、裁判に訴えられていることは町が訴えられているんですよ。前院長ではないんですよ。だからこの裁判の中で、答弁の中で佐藤前院長の管理責任に非常に町は2ヶ月の罰を与えたけれども、そのことだけでも触れるとか、本当はそれ以上のことがあるんだということはこのタイミングで入れていくだとか。読んだ時に町民にも伝わるような言葉を使いながらね、非常に彼には過失があったんだ。また、医療関係者がその町長の言葉を読んだ時に、彼に管理者は任せられないねと思う観点のお話をに入れていくということは十分に可能です。また、そのことが出来るか出来ないかという判断はこの裁判には関係ないわけですから、出来るんですよ。裁判というものをまた隠れ蓑に使うって、うやむやにしていってしまうということは、やはりそれを見ただけでも、そのやり取りを聞いただけでも、町民はやっぱり不信感を持つんですよ。是非ですね、そこを踏まえた上で。いや、裁判の中で入れてくれって、これは一万歩譲ったお話ですからね。だからそこに固執しなくてもいいんですよ。岩村町長なりのアイディアでもう一回振り出しに戻って、もう頭きた、俺もう頭きた事喋っちゃえとかって、いつもの調子でやってくれても構わないんですけれども。

もう、要はこの質問の主題は、病院のその時に情報を握り潰した方々がしっかりと罰を受けていないで、総合病院は出直しが出来ているのかと、出来るのか、信用できるのかという声に、もう一度しっかりとした答えを出すチャンスなんですよ、この訴訟は。そういったとらまえ方をさせていただいてですね、もう一度答弁を願います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） やはりですね、三澤議員何回も質問していますけれども。何度も答えますけれども、やはりですね、三澤議員もおっしゃるとおり、いかにこの八雲総合病院を町民の皆さんに信頼出来る、そして良い医療を提供できる病院として出発できるかということが、私も一番大切だと考えておりますので、あらゆる手段を講じて考えてみたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） あと30秒より質問時間ないですけれども良いですか、質問しますか。

○5番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今の答弁に高度な判断があるというふうに私が解釈して、治まるのが大人の判断なのかもしれませんが。いや、ちょっと高度過ぎますよね、今の答弁でもね。こっちの考えが入っているというふうに理解するのは。

まあ、時間もないので残念なんですけれども、その姿勢、私はあの事件は残念ながら終わっていないという感覚でいる町民の1人の、また代弁者たる議員だと思っていますので、しっかりとやってください。裁判が1年半も続くというのですから、各々また飛び出しますから、お願いします。終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で三澤公雄君の質問が終了しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤智子さんの質問を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） それでは1つ目の質問にはいります。

先ほどの迫力ある質問の後で大変やりづらい感じもありますけれども、頑張ります。

国立病院機構八雲病院の存続について、町長の見解を問います。全国に143ある国立病院機構のうち、筋ジストロフィー医療を担う病院は27、重心病棟は74あります。筋ジストロフィー病棟があるのは九州・沖縄には7つあるということでございます。この広い北海道には唯一八雲だけであります。だからこそ、八雲病院を廃止にするのではなく、道内にあとひとつ、ふたつと増やしていくべきであります。

（1）経済的に15～16億円の影響が出ると新聞にも報道されました。具体的にどうということかご説明願います。

（2）病院が廃止になれば職員とその家族を含めて約1,000人が流出すると言われております。この国立病院機構に変わる事業など他にあるのでしょうか。

（3）現在、土地を含めて公募している最中ですが、土地の価格は13億に近い額です。どういう見通しで、売却の可能性があるかと判断したのでしょうか。

町にとって若者の雇用の場、人口減少を遅らせる機能を持っているこの病院です。町にとってどれだけ大事な病院か、町民にもっと説明すべきだと考え、3つの項目についてお答えをお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、佐藤議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

（1）の影響額についてであります。試算の方法は様々あるものと考えますが、平成27年3月の試算は、国立病院機構が公表している平成25年度の損益計算書から、町内経済に関連があるものとして職員給与12億5,000万、給食材料費8,000万、給食委託費5,000万、清掃委託費1,400万、消耗品3,500万、光熱費9,300万、合計15億2,200万円。他に、町の財政に与える影響として、平成33年度からの地方交付税5,500万円、町民税2,400万円、合計7,900万円。町内経済に関連がある部分と合わせると、16億100万円として影響額を算出しております。

次に、（2）の病院の廃止に伴い職員、家族が流出するが、これに代わる事業などあるかというご質問ですが、現時点において代わりになる事業を挙げることは困難であります。そのためにも、病院移転後の土地及び建物の後利用について、まちづくりや影響緩和の観点から、企画提案を募集しておりますので、ご理解をお願いします。

次に（3）のご質問についてですが、機構がどの程度の売却価格を考えているのか不明であります。今後、企画提案に対する跡地利用検討協議会での協議等を踏まえ、譲渡方法等については、所有者である機構と協議していく事項であると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） まず（1）の影響額であります。平成25年度の収支が元になっているとの答弁でありました。で、私は平成27年の3月31日の貸借対照表や損益計算書を手元に持っておりますけれども、国立病院八雲病院はすごい病院だと思います。黒字の病院であります。2億以上の黒字の病院です。経常収益の合計は25億5,000万、これはおおよその数であります。そして経常費用合計は約23億、差し引き2億以上の利益を持っています。また、現金及び預金は3億4,000万以上。函館病院と比べましても現金及び預金は函館は3,600万という数字になっています。単純には比べられないのは勿論ですが、大変大きな事業所といえます。

また、経済的に影響が出るというのは、この23億の経費のだいたい7割が人件費ということですから、やはり14、5億円の数字になるのではないかと思います。それらの方々から税金が町に入っている。また、医療用機器やガス等、町内業者との入札によって、町内業者にもお金が落ちている。そして上下水道料金1,000万ほど八雲町に落ちているじゃないですか。それらが入らなくなるんですよ。

患者さんの立場に立って廃止をとというのは諦めるのが早すぎますし、全然町民に対して説明が足りないのではないですか。これだけの経済に影響をもたらすものに対して、簡単に廃止すると言って良いのですか。お答えください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この佐藤議員の質問にお答えいたします。

廃止ではなくですね、私が聞いているところによりますと、病院機構の方ではですね移転ということでありまして。それと同時にこの移転に関しては、患者さん、患者の家族会から何年も前から要望があるということも、今回取り組むということを知っておりますので。大変、経済的に影響があるということも、町も私も認識を深くして、跡利用も含めて今協議をしているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 札幌に充実される北海道医療センター。それが今まで以上に筋ジストロフィーの人達等を受け入れられるようになるのは、患者さんやその家族だけではなくて、私たちにとっても願いです。八雲町でもそうだと思います。その願いは勿論叶えていただきたいし、協力したい。それはみんな一致することだと思うんですよ。

ただ、その札幌に医療を充実してほしいという人達は、八雲病院を廃止しろとは言っていないんです。八雲病院も残しつつ、札幌にも充実させてくださいということだと思うんですよ。違いますか町長。同意できるかどうか、お答えください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この札幌に移転ということを要望した患者さん、患者家族の会の方々の全ての意見を聞いているわけではありませんけれども、そうお聞きしていますし、また機構の決定だということで発表もされておりますので、そう理解をしております。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 町長、機構の発表に負けないでください。静岡の富士病院は、来年もう統合するというふうに決められているんですよ。でも、富士病院も、富士見市も静岡市も静岡県も全会一致で廃止に反対しているんですよ。八雲で出来ない事ないと思いませんか。なんでそんなに機構に協力するんですか。町長、もっと町民のことも考えてくださいよ。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね佐藤議員から例を挙げて富士病院のことが話されましたけれども。この件につきましては、私も少しでありますけれども知りえた中では、地域医療もしているということでありまして。八雲の国立病院機構につきましては地域医療をしていないということもありですね、機構さんから移転をするということに理解をしています。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） それでも全道・全国から在宅の人達がこの病院に訪れているんです。

(3)に重点を移しますけれども。現在土地を公募しているということですが、

町はもう跡利用計画という物を作っていますか。その有無をお答えください。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、佐藤議員から土地のということでありましてけれども。土地ではなくですね、全体を利用、そしてまた今経済的な損失もありますので、その辺を踏まえて協議会を立ち上げて、今始めたということでありまして、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 町長のイメージとしては、廃止されたとして、跡に何を持ってきたいんですか。今と同じ医療機関なんですか、それとも社会福祉法人とか、そういうイメージというものは持っているんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） イメージ的にはですね、我々存続期成会の中でも話がありましたけれども、まだまだイメージ的なものでありますので、なるとかならないとかという話はありませんけれども。重心の患者さんで残りたいという方もいらっしゃるようでありますので、その辺も踏まえながら病院というそういう機能を残しつつ、また跡地も利用できる方法が一番いいのかなという思いでありますけれども。今のところなかなかそういう話は来てませんので、今公募をしながら、さらに内部的にいろんな方々と協議をして、踏まえて頑張って、今ある施設、また残りたい人も踏まえて協議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 公募を始めて1ヶ月程経ちますけれども、この間に打診というか、相談というか、あったのでしょうか。あったのであればその内容を。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、打診的なことは数件ほどありますけれども、内容についてはですね、まだ発表出来る段階ではありませんので。まだまだ公募に出すとかということではなくて、連絡が来て話を聞いているという段階でありますので。皆さんに説明が出来る段階であれば説明させていただきますけれども、今の時点で説明するまでには至っていないということを、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） ちょっと先ほどに戻りますけれども。跡利用計画のある、なしを教えてください。ある、ない、ということ。跡地利用でないですよ、跡利用計画ですよ。

ない、ある、で。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大変難しいので、ない、ある、というより、今一生懸命協議をしているということですので、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） ないということです。と、解釈しましたけれど。国立病院機構における統合病院の跡地の取り扱いについてということで、国立病院機構の土地は、その業務の着実な実施に必要な資産として国から承継したものであることから、統合病院の跡地にかかる跡利用についても公共用の用途に用いることを原則としている。このため、跡利用を検討する際には、まずは地元自治体に対して跡利用計画の有無を確認することとしている。地元自治体による跡利用計画がない場合には、不動産鑑定評価を実施した上で一般競争入札により売却手続きを進めることとなる。また、売却益については、統合や機能移転を行った病院において、医療機能の強化を行うため施設整備等に充てることとしている。医療機能を残すのであれば、その売却益は使えるということですが、で、跡利用計画も今のところはないということなので、不動産鑑定評価を実施した上で一般競争入札になるというのは頭にあるのだと思いますが。国立病院機構の土地であって、町の土地ではないんですね。そのことは重々分かっていると思うんですけども、機構と町の関係がよく見えてきません。機構が実際に売却等、処分等をやるのは機構です。町はそのトンネルというか、仲介役に過ぎないんですね。だけれども、どうも町の思うとおりに使えるんでないかって、勘違いしているのではないですか、その辺はどうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、佐藤議員から町が間違っているんじゃないかということでもありますけれども。今です跡地利用協議会を町と立ち上げましたので、その中では跡地についてもいろんな場合があるでしょうと。町が利用する場合、学校法人、医療法人、福祉法人等の団体、それにまた民間の利用もあるでしょうということでもありますので。その中で、いろんな場面で検討していくものと考えておりますし、機構さんからは町の意向を踏まえということでもありますので、今公募をしている段階でありますので、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 13億近くするものをポンと買う事業所って無いと思うんですね。で、今ある面積というのは。

お昼になりましたけれども、もうちょっと続けますね。8万4,855.40平方メートルという広大な土地であります。で、登別なんですけれども、登別は売却予定でしたが、国庫に

現物納付ということで更地にして今は財務省の土地になっています。で、やっと登別でもその土地を観光に有効活用しようということで、2013年ころから論議を本格化させているということですが、登別市の跡地は2万です。2万平方メートル。その4倍八雲にあるんですよ。今あるものをそのまま継続した方が無駄にならないと思いますけれども。まあ町長に聞いても「ご理解願いたい」の一辺倒ですから。で、町長は機構の言うとおりに更地にして、その跡に何かをやって思っていると思うんですけれども。

これまではですね、時限立法がありまして、国立病院等の再編に伴う特別措置に関する法律というものがあつたね。それによって北海道の第一病院、七飯町にあつたもの、これは函館病院と統合後廃止になり、これは函館厚生院が経営委譲して今やっている。そして小樽病院、これは小樽市にあります、西札幌と札幌南病院が統合後、この小樽病院が廃止になりましたけれども小樽市が譲り受けて済生会が運営委託をしている。それから十勝療養所、音更町ですが、これは帯広病院と統合した跡廃止され、今は老健施設になり、一部国庫現物納付でありますけれども、やはり療養病床があり経営されている。八雲で医療を継続したいという人がいます。更地にしてその跡に何かというのは大変難しいことだと思います。もし、最低でも13億の半額ほどはかかります。それを町の税金で買いますか。それを聞いても答えられないと思いますので聞きませんが、こういうふうには八雲町で医療を継続したいと願う人がいるんですから、患者さん達にとってどういうふうにしていったら良いか、どういう医療を残していったら良いか、そういうことで汗をかくべきでないですか。町長どうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、佐藤議員から残りたい患者さんの件でありますけれども、これも機構さんと打合せしながらですね、どの程度残る人がいるのかも機構さんと打合せをしながらお聞きしているところでありますね、その件についても跡利用に活かせるのかも含めて、今協議をしている最中でありまして、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 残念ながら理解できません。今ある国立病院機構を廃止すれば人口は減ります。若い人達の雇用先も減ります。これは地方創生に逆行するものだと思いますか。

呟いていただきましたけれども、機構とばかり話すのではなくて、やはり病院関係者、患者やその家族と対話をする努力をしていただきたい。そう思います。医療を受ける権利は人権の問題であります。町長、機構の方ばかりを向かないで、存続を願う人達とも十分に話し合っ、て、どういう医療が必要か、どういう形で残していけるか、それを模索していただきたい。私は町長のご理解願いたいというのはほとんど理解できないのだけれども、私の言うことは理解できますよね。町長。もうお昼だからそろそろ止めますけれども。町

長の今のお考えや感想を述べてください。ご理解願いたいと言っても理解しませんよ。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員から患者さんを含めて、患者さんの家族の皆さんの意見を聞きながらということでもありますので。私もこの辺につきましては真剣に聞きながら、これからこの病院が、まだ今年、来年ということではないということ聞いておりますので、その辺も含め、いろんな人とご相談して、いろんな部分で進めてまいりたいと考えておりますので、お願いをいたします。

○1番（佐藤智子君） 以上で1問目は終わらせていただきます。

○議長（能登谷正人君） それでは、お昼になりましたので、第2問目は午後1時からといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時01分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

それでは2問目の佐藤さんの一般質問を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） それでは2問目の質問をさせていただきます。全国で17歳以下の子どもの貧困率は16.3%、6人に1人というデータが出ております。就学援助制度の必要性はますます高まっています。当町の昨年度の受給世帯は、小学校・中学校合わせて56世帯87人となっております。これは毎年、申請した分が100%認められているのかどうかお伺いします。

また、当町の準要保護認定基準の目安額は285万円とのデータがあります。それに該当する世帯が、すべて受けられるように要綱ではなく就学援助制度を条例化すべきではないかと考えます。申請主義ではなく就学援助を受ける道につながるものと考えますので、お考えをお尋ねいたします。

(2) 国の就学援助の単価表は、新入学用品費として小学校2万470円、中学校2万3,550円となっておりますが、実際かかる費用は小学校で平均5万4,540円、中学校で平均7万8,492円と、新婦人という団体が調べた調査結果がございます。生活困窮世帯には大きな負担です。入学前の2か3月に支給出来ないか。加えて、学級費、PTA会費、クラブ活動費の3項目の支給も求めます。

また、就学援助の対象となる準要保護認定基準について、八雲町は生活保護世帯の1.1倍のまま推移しています。貧困の連鎖を断ち切るために、教育は未来への投資だと腹をくくって基準を引き上げるべきではないかと思っておりますので、お伺いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治） 佐藤議員の就学援助の充実を、についての質問にお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、就学援助受給者数増加の要因・背景として、企業の倒産やリストラなどの経済状況の変化、離婚等によるひとり親家庭の増加が多くを占めておりまして、就学援助制度の必要性については、議員と同様の認識でございます。

そこで、八雲町の状況であります、平成 27 年度就学援助は 84 世帯から申請があり 56 世帯が受給認定されています。非認定となった 28 世帯は、いずれも世帯の所得金額が認定基準額を超えていたことにより認定委員会で非認定と決定したものでございます。

また、認定基準額以下の世帯が、申請によらず全て支給対象となるよう条例化すべきとの提案でございますが、世帯の所得状況を認定基準としており、個人情報保護の観点から、本人の同意なく所得の状況を調査することは出来ませんし、何らかの事情で公的な援助を望まない家庭もあると。そのように思いますので、これまでと同様、要綱に基づく申請により対応してまいりたいと考えております。

次に、新入学時に大きな費用が掛るので、入学前の 2 月・3 月に支給できないかとの提案でございますが、3 月の予算特別委員会でも佐藤議員からお話があり、調べましたところ、福岡市教育委員会で 3 月に支給を実施しておりました。しかしながら、福岡市は対象世帯の前々年度の所得を基準としていることから、この方法で実施した場合、直近である前年度の所得を基準に判定している現在の方法との乖離を解消することなど、難しい課題があると考えているところです。

また、クラブ活動費、生徒会費及び P T A 会費の 3 費目の追加や認定基準 1.1 倍の引き上げにつきましては、教育委員会内部で検討はしているものの財源の問題もあり、現時点で費目の追加や基準の引き上げは難しいと、そのように考えているところです。以上です。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の就学援助の充実を、の質問に私からお答えいたします。

佐藤議員から、就学援助の補助対象費目に、学級費、P T A 会費、クラブ活動費の 3 費目を新たに加える事や、準要保護認定基準を生活保護世帯の 1.1 倍から引き上げることの要望については、これまでも予算編成にあたっての申し入れの際などにも伺っているところです。

また、全国的に子どもの貧困率が増加していることも議員ご指摘のとおりであります。

日本国憲法では、義務教育はこれを無償とする。と規定されております。しかし、現在の義務教育無償制の内容は、公立小中学校における授業料の無償と小中学生の教科書代の無償にとどまっており、公立学校といえども、子どもが学校に通うと様々な費用が掛るのが実態であります。こうしたことから、要保護者に対する教育扶助や準要保護者に対する就学援助等により、義務教育のために支出する主な経費を給付し負担軽減を図っている

ものであります。

議員もご存じのとおり、いわゆる三位一体の改革により平成 17 年度以降の準要保護者に対する国庫補助が廃止され一般財源化されてきた経緯でございますが、義務教育は国の責任において行われることが基本であると考えております。八雲町の財政も厳しい状況にありますので、就学援助の費目の追加や基準の引き上げは今のところ実施する予定はありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） はじめて新教育長からお答えをいただきましたけれども、私の考えには同意できるということでしたが、残念ながら要望していることは実施できないというお答えでありました。で、1 つ目ですけれども、その申請したうちの 84 世帯中、申請になったのは 56 世帯ということで、基準になる金額を下回っていたということになりますけれども、私の方でデータとして出されている 285 万円というのが、その基準のラインになっているのかどうか、お答えください。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 佐藤議員の資料にございます目安額の 285 万円でございますが、これにつきましては夫婦と子ども 2 人ということの、仮の設定ですね、仮定においた場合の基準額ということで示しているものでありますので、一律この額を超えている、超えていないじゃなくてですね、その世帯の子どもの状況、あるいは世帯全体の状況等を含めて、それぞれ認定の基準額は変わってくるということでご理解をいただきたいと思っております。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） それぞれの家庭で基準が違うということですが、それでは最低ラインの金額はいくらだったのか、お知らせください。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 27 年度の認定にあたっての最低基準額であった世帯の収入金額ということでよろしいですか。今、月額で 2 万 363 円という世帯が 27 年度の最低の収入額でございます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 月額 2 万円ほどということは、1 年間で 24 万しかない家庭があるということですね。最低は非常に苦しいご家庭なんだなということは分かりましたけれども、それではですね、先ほど言った目安額の 285 万円だというのは間違いはないですか。上限が。上限といいますか、一番上の金額がいくらだったか分かりますか。

- 学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。
- 議長（能登谷正人君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（荻本和男君） 昨年度の例でございますと、認定になった世帯で一番収入の多かった1ヶ月の収入金額は、28万6,255円でございます。
- 1番（佐藤智子君） 議長。
- 議長（能登谷正人君） 佐藤さん。
- 1番（佐藤智子君） 本当にであれば、申請したところ100%支給出来たら良いのではないかなと思いますけれども。やはりそれには（2）にも絡みますけれども、基準の引き上げが必要なのではないかなと思います。で、条例化を求めたのは申請主義に陥らないようにということで、該当するところが全部受けられるようにという意味を込めて提案したものであります。今現在、その就学援助を受給しているところで全て満たされているというふうにお考えですか。それで十分だというふうに教育長はお考えになりますか。
- 教育長（田中了治君） 議長、教育長。
- 議長（能登谷正人君） 教育長。
- 教育長（田中了治君） この支給につきましては、我々からも可能な限り周知に努めておりますし、学校とも連携をとりながら進めておりますので、該当する家庭については申請されていると、そのように受け止めております。
- 1番（佐藤智子君） 議長。
- 議長（能登谷正人君） 佐藤さん。
- 1番（佐藤智子君） では、（2）の方に移りますけれども。重ねて再三ですね、学級費、PTA会費、クラブ活動費の支給を求めています。ちょっと順番が真ん中辺になってしまいましたけれども、すみません。これに関しては学級費だけを支給するのですとか、PTA会費だけ、3費目、3項目全部を支給するのではなくて徐々に、学級費はまず支給対象にしようとか、PTA会費を支給対象にしようという自治体がございます。こちらとしましては3項目を支給するように続けて求めていきますけれども、そういう学級費だけは支給対象にしようなどという、柔軟な考えはないのでしょうか。
- 学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。
- 議長（能登谷正人君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（荻本和男君） 現在ですね、道内で3費目のうち、1費目、または2費目のみ対象としている市町村は30程度あるようでございます。八雲町でも必ず3費目セットということではございませんが、いずれにしろ1費目、2費目にしろ財源がかかる話ですので、その辺は必ずしも3費目にはこだわってということではありませんが、全体のバランス等を見ながら決定していかなければならない課題というふうに思っております。
- 1番（佐藤智子君） 議長。
- 議長（能登谷正人君） 佐藤さん。
- 1番（佐藤智子君） それと（2）の最初の、こっちの方が重要なんですけれども。新入学用品費として、支給されている額よりも実際2倍、3倍の入学準備金がかかります。

で、このための費用を年度内に出すとしたら、補正予算を組まないとならぬと新年度予算の中には勿論入っていませんから、補正予算を組まないとならぬわけですけども。無いお金を工面して、何とか子どもが困らないようにということで親は苦勞して準備していると思うんですよね。その苦勞を考えるとですね、年度内に何とか出してあげようという考えには至らないでしょうか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 年度内の支給について、まず今言われる予算のこともそうなんです、それ以前に、先ほど教育長からご答弁申し上げているとおりですね、2月、3月に支給するとなると、その時点で前年度の所得は確定したものを捉えることが出来ませんので、さらにもう1年前の所得で判定しなければならないということで、丸1年世帯の収入状況に乖離といいますか、違いが出てきますので。今は直近の前年度の所得で判定していますので、さらに1年前の所得で判定すること等を含めて、それが本当に援助を必要としている家庭を対象に出来るのかというような課題があるというふうにおさえているところであります。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 前々年度の所得を基準にしなければならないということは、困難であるというふうに考えているから出来ないということなんですか。違うのであれば、もう少しその辺を説明してください。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） すみません、説明が不十分で。所得をおさえること、確かにそれはそれで難しい課題はあるのですが、それ以前に2月、3月の時点で確認できる所得は前々年度のもので、ということです。で、今この就学援助については、その時経済的に大変な世帯に援助しましょうということですから、今は直近1年前の所得で判定していますということで、1年前の所得は2月、3月にはまだ確定していませんので、その認定の基準として使えらるとすると、もう1年前のものになるので、その家庭の収入状況が現在のもとの乖離したもので判定して支給していいのかどうかという課題を持っているということで、ご理解いただきたいと思えます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） その辺は、教育委員会の方でも研究課題として持っていただけないでしょうか。福岡市の事例を参考に。

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 残念です。今教育長が言ったことが議事録に載らないのは大変残念なのですけれども。休憩のままの方が良いですか。はい、ありがとうございます。すみませんグダグダで。今、教育長はその福岡の事例も含めて休憩中におっしゃったので、議事録に残らないと残念ですので私が代わりに言いますけれども。教育委員会の方でも福岡の事例も含めて検討していきたいとおっしゃっていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、いつまでも生活保護の1.1倍のままでいいのかということですが、森町も長万部町も1.1倍で変わらないのですけれども、森町の方は母子家庭のご家庭は1.3倍にしているということでもあります。離婚に関してはいろいろなご意見があると思ひますけれども、確かに父一人も含めて一人親家庭というのは子育てで大変苦勞していると思ひますので、その辺も考慮していただけないでしょうか、町長。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、佐藤議員から1.1倍を何とか1.2、1.3に出来ないかということだとお願ひしますが、今のところそういうことは考えていないということでお願ひいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 道内で見ますと、参考までに、道内では1.1倍の市町村数は15であります。で、1.2になっているのが31自治体、1.3が93自治体でございます。道内で一番多いものは1.3倍となっておりますので、ご参考までに述べておきます。

それでは3番目に移ります。「貧困の連鎖を断ち切るために（その2）学習支援で学びの場を」と題して質問いたします。

昨年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、自治体主導の学習支援事業として無料で勉強を教える学びの場を求めています。道内では35市のうち実施又は実施予定が13市と道出先機関の14振興局が事業を行っていますが、144町村それぞれに拠点があるわけはありません。渡島総合振興局は国際青年センターに業務を委託しています。八雲町では昨年1名が利用したそうです。たった1名です。生活保護や就学援助を受けている児童生徒が全体の子どもの1割から2割いる事を考えると、八雲町にも学習支援事業の学びの場が必要ではないでしょうか。お考えをお伺ひいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の3つ目の質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、平成27年4月1日から施行されております。議員の質問にあります学びの場については、自立相談支援事業等、様々な支援事業のうち、生活困窮者自立支援法の第6条第1項第4号に規定する学習支援事業のことと思われませんが、これは、実施主体が都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村で、事業実施にあたり2分の1の国庫補助制度があります。事業内容といたしましては、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、居場所の提供、進路相談等などを実施するものであります。

議員ご指摘のとおり、渡島管内では、北海道が函館市にある北海道国際交流センターに委託し事業を実施しておりまして、学習支援の方法は、訪問型と通信型があります。渡島管内では平成27年度で16名が利用しているということでありまして、この事業が八雲町でも必要ではないかというご質問ですが、北海道では、渡島管内を対象地域としてプロポーザルを行って決定していることから、八雲町に限定しての事業実施とはならないため、現実としては厳しいのではないかと考えます。よろしくお願いをいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 都道府県に任せているというお答えでした。ここで言えば渡島総合振興局の事業であるから八雲町では特にやらないと。やるのは難しいというお答えで、残念な思いであります。新聞報道によりますと、埼玉県で盛んに行われているということでございます。さいたま市内のコミュニティセンターに、午後6時をまわると子どもたちが集まってくると。経済的に厳しい家庭の子どもたちに学生ボランティアが週に2回勉強を教える無料の学習支援教室が行われていると。やはりですね、所得の差が学力の差になってはいけないということで全国的な動きになっていると思うのであります。

北海道は子どもの貧困率が全国で第5位になっております。1位沖縄、2位大阪、3位鹿児島、4位福岡に次いで貧困の順位であります。八雲がその順位に当てはまらないという事は無いと思います。全ての子供たちに学ぶ機会を補償してほしいと、それが子どもの幸せにつながると、前回の定例会の時に赤井議員も質問していたと思います。所得の差が学力の差になってはならないという認識をお持ちですか、お答えください。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） よろしくお願いをいたします。所得の格差が学力の格差にということでもありますけれども、議員おっしゃられるとおりですね、子どもの貧困という問題は、北海道においてはおっしゃられたとおりワースト5ということで19.7%という数字が報じられてございます。国といたしましても子どもの貧困対策の推進に関する法律というものを作りまして、その大綱で各都道府県で推進計画を作りなさいということになっ

ておりまして、北海道においては昨年の12月に策定をしております。その中で国及び地方公共団体は教育の支援、それから生活の支援、それから就労の支援、経済的な支援ということを経済的に施策を講じてくださいというような内容になっておりまして、道の計画においても市町村との連携ということが謳われてございます。

確かに議員のご質問にありましたように、函館にあります国際交流センターの方には八雲町から1人ということで、実は平成27年度においては町長からも答弁ありましたように16名行っております。渡島管内では全部で16名ということで、内訳としてはですね松前が5人、それから七飯が6人、森が2人、鹿部・八雲・長万部がそれぞれ1人というような形になってございます。で、内容も月1回程度の通信教材を送っての添削ということで、希望があればご自宅まで訪問するというようなこともやっているそうでございます。対象の児童については小学校5年生から高校3年生までということで、勿論教材費ですとか、利用料は無料ということになってございます。利用の申し込みにあたっては、ほとんどが生活保護を受けている世帯のお子さんでございまして、ケースワーカーを介しまして申し込むというような形になっているそうでございます。で、この制度にのってやるのは、確かに福祉事務所を置いているところが管轄なものですから、町長が答弁しましたように北海道なり市がやる事業でございまして。ただ、議員ご指摘のとおり貧困率というものを考え場合に、今後、道もこういう計画を作っておりますので、例えばどういった実態把握をしているのか、それからどういったニーズがあるのかですね、そういった部分の調査というのが求められてくるのではないかと思います。その際には是非協議させていただいて、対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 必要なことだと認識されているようでありますので、期待したいと思っております。やっぱり学校の先生といいますか、学校関係が一番その子どもの生活状態とか、それによる学力の状況だとかというのを把握していると思うんですね。それで、今すぐには難しいことかもしれませんが、総合振興局といいますか道と協力して、所得が低くて教材を買えないですとか、塾に行けない子どもたちをどうサポートしていくのかというのを考えるのが、大人の役割だと思うんですね。

そこで本当は住民生活課のことだとは思っておりますけれども、学校とは切っても切り離せない内容だと思いますので、教育長のお考えもお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 学校教育におきましては、子ども達がいかなる教育環境にあらうとも、全ての子どもたちを対象として、今後の社会の厳しい変化に対応出来る資質、能力を育てていくというのが使命だと考えています。そうした中で、各学校、また各学級においては、様々な生活環境を持った子ども達が集まってくる場ではありますけれども、一

人ひとりのニーズに沿った教育が出来るように努力されておりますし、我々も常に学校からの情報をいただきながら、ただいま議員がおっしゃったような事例が、もしありましたならば、解決する手立てとして様々な機関等と連携しながら対応策をとっていきたいと考えております。ともあれ、学校教育はあくまでも全ての子どもに対して同等の教育を施すということで努力しているということで、ご理解いただきたいと思えます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 先ほど町長も、憲法の全ての子どもは無償で教育を受ける権利があるということを述べてくださいました。そのことに期待をして、全ての子どもたちがお金の有る、無しで教育を受けられないことがないように配慮していただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で佐藤智子さんの質問が終わりました。

次に宮本雅晴君の質問を許します。

○11番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） よろしくお願ひします。国土強靱化地域計画について。

東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布・施行された国土強靱化基本法では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることが出来ると明記されています。国としては、平成27年1月に国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援についてを決定。具体的には国土交通省所管の社会資本総合整備事業や、防災・安全交付金、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金、さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など32の関係府省庁所管の交付金・補助金などにおいて支援が講じられるとともに、その交付の判断において一定程度配慮されることとなっています。

しかし、この国の国土強靱化地域計画の策定状況については、平成28年1月7日現在の集計で、都道府県については計画策定済みが13道府県、予定も含んだ計画策定中が32都道府県があります。市町村においては計画策定済みが9市町区、予定も含む計画策定中は24市町村に留まっており、未だ多くの市町村がこの国土強靱化地域計画を策定できない状況にあります。この国土強靱化地域計画の策定については、今後も発生するであろう大規模自然災害等から町民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効果的かつ効率的に行うことの観点から、早急に策定・公表するべきである。いつ頃を目途に策定しようと考えているのか教えてもらいたいです。よろしくお願ひします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 宮本議員のご質問にお答えいたします。

国土強靱化の理念は、地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に

打ち勝ち、その帰結として、地域・国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があるとしています。このため、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限図られ、重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるとともに、被害の最小化と迅速な復旧復興を基本目標として、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進するというものであります。

その計画策定のために、平成28年5月24日付で内閣官房国土強靱化推進室から渡島総合振興局を通じて国土強靱化地域計画策定ガイドラインの通知がございました。大変高度な計画であり、全国でも31都道府県、15市町の策定に留まっております。北海道では北海道と札幌市が策定し、釧路市は策定の公表をしているだけで、その他の自治体は策定していない状況にあります。今後、研修会や説明会等も開催されると思われそうですが、他市町村の状況も見ながら、八雲町として策定していくべきか判断してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 町長にお聞きしますが、いつごろを目途に国土強靱化地域計画を策定しようとしておりますか。教えてください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど答弁の中にもあったとおり、これから研修会とか説明会等も開催されると思われしますので。それとまた、他市町村の状況も見ながら八雲町として策定すべきかどうか判断してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） また、その内容についてはどのような方向性で、どのような部分を検討していきたいか、具体的に教えていただければよろしいのですけれども。お願いいたします。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 具体的な計画の内容はどういうふうにするのかということでございますけれども。北海道と札幌市が策定しておりますので、その策定の内容を見ますと、国の方で言っているリスクシナリオ、要するに起きてはならない最悪の事態、これをまず考えて、そこにまず最低のラインを何があるのかということを見出して、そしてそれが影響を及ぼさなくするためにはどうしたらいいのか。そして現在の町のリスクシナリオとか、そこにどれだけの誤差があるのかということの評価しながら策定していくというような内容になっておりますので。作るとすると非常に高度で、防災だけではなく町全体のことを考えなければならないということでもありますので、他の市町村もなかなか作れないでいるのかなというふうには考えておりますけれども。北海道と札幌市というのが有り

ますので、それを参考に作っていくのかなというふうに思っております。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 今、総務課長が言われたとおり最低ライン、またリスクもあるので、本当にこれから検討して、十分に考えていきたいということは分かるんですけども。先日も熊本・大分で大地震が起きて、やっぱりかなりの方々が被災しておりますし、またそういう部分では本当に今のこの時期、インフラ整備という部分で、しっかりとインフラ関係、水道・電気・ガス・水道。やっぱりそういう部分でしっかりと常に点検をして、そういう時にはどういふところに避難をさせるとか、今、避難所計画にも一般質問でもいろいろと出ておりますけれども、やっぱり高台にするとか。やっぱり八雲町というのは平らなところが多いですので、あと山面が急にありますけれども、やっぱりその避難場所の確保もしっかりしていかないと人命救助が出来ないと思いますので。やっぱりそういう避難所の再検討もやっぱり検討していけないといけないと思いますので。その点もどうか新たに検討していただければと思います。

○議長（能登谷正人君） 答弁は。

○11 番（宮本雅晴君） お願いします。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） この国土強靱化計画につきましては、防災の1つの面だけではなくてですね、地域の全体の強靱化ということで、いろんなことを考えなければいけないと。人命の保護、それから救助・救急活動の迅速な実施だとか、あるいは経済活動の機能維持だとかということで、防災だけに留まらずにいろいろと考えていかなければならないということになっております。

地方公共団体の、要するに町の関係部署、それに留まらず自治会、要するに町内会ですね。それから住民・商工会議所・経済団体・交通・物流・エネルギー・情報・通信・放送・医療・ライフライン・住宅・不動産等に関わる民間事業者とも広範な関係者と連携を、協力しながら進めていかなければならないというふうになっておりますので。その中で、避難所をどうするかという部分は当然話し合わせ、検討されると思いますし、人命の保護という観点からも、そういうことは検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） あくまでも町民の生命・財産を守るというのが、この国土強靱化地域計画の内容でございますので。やっぱりそういう部分ではしっかりと地域計画を、時間かけてでも地域計画案を作っていただければと思います。やっぱりこれも国土交通省の方でかなり力を入れております。先日も石井大臣が函館に来た時にも、しっかりとこの点も町村議員の方にもしっかりと伝授して、議会でやってもらいたいと。やっぱりなかな

か時間もかかるし、お金もかかるから、やりづらい部分は出てくるとは思うけれども取り組んで、よりいっそう努力してもらいたいというお話がありましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

私の一般質問は以上で終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で宮本雅晴君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

次に、横田喜世志君の質問を許します。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） それでは早速質問に入らせていただきます。八雲総合病院の今後はと題しまして。

去年から町長も経営に加わり、この4月から新院長の着任となりました。それにより総合病院はこの後どの様になっていくのかと思っております。新院長の元、職員意識の改革が進んでいるのか、伺いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、横田議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

現在、私と院長は良好な信頼関係にあり、より良い病院にするために病院経営や医師確保対策等の課題について積極的に力を合わせ行動している状況にあります。新院長就任以来、院長を座長とした病院における意志決定機関、経営管理会議に設置者である私も積極的に出席するなど、経営の状況把握に努めております。さらには、町長を議長として、副町長、総務課長、財務課長を含めた病院事業運営会議を開催する中、経営全般に渡る課題を整理して検討しております。

職員の意識改革では、院長から医師職に対し、医業収益対前年度比5%の増収、その他の部署に対しては5%の費用削減の指示がされております。また、総合病院を取り巻く情勢に対応し、より良い組織に発展させるため五つの院内プロジェクト（信頼回復・安全対策・地域連携・教育研修・人材確保）を立ち上げ、職員一丸となり目標達成のために取り組むこととしております。プロジェクトの開始により職員の前向きな姿勢が感じられますので、必ずや良い成果に結びつくものと期待をしております。開設者である私も積極的に病院経営に努力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今説明をいただきました。その中で5%の増収、5%の経費の削減。で、プロジェクトによる5つの課題に取り組んでいるという中で、2ヶ月経ちました。その中で、それに対しての具体的に何か成果があれば教えていただきたいと思います。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） この2ヶ月、当初の1ヶ月間は外部への挨拶まわりとかで時間をとられましたけれども。先週末ですね、全ての所属長・管理職とのヒヤリング、院長がですね。それと主査・係長以上の職員との懇談が終了しております。それとともに4月に、町長が答弁しましたようにプロジェクトの構想を立ち上げてですね、この6月1日からプロジェクトリーダーとそのメンバー、そのプロジェクトリーダーも役職にとられず幅広い中から人選をしてですね、6月1日付けで院長から委嘱状を出してですね、この5つのプロジェクトを今動かそうと、そういう状況であります。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今、先週末と言われました。その中でその管理職なり、主だったメンバーと院長が会談したと、話し合ったと。その中でプロジェクトリーダーを決めて、今動き出したところということですのでよろしいですか。例えばそれで、5月の1日の道新に、日曜トークというところに三田院長先生が載っていますけれども。その中で例えばプロジェクトリーダーを先頭にやっていくのでしょうか、この院長の記事でいきますと、こうなればいいなと思っていました。で、それが先週末その管理職だとかプロジェクトリーダーを決めましたということで、ここでも1ヶ月近く時間がかかっていますよね。で、先ほどの三澤さんの質問の中でも、今後さらに諸々のことで信頼回復に繋がるかどうかというような事も言われました。そういう部分で、この記事の中でも信頼回復には時間がかかるというような文章もありますけれども、意外と時間がかかっているなという印象が私にはあるんですが。今後、加速度的にこのプロジェクトなりが進んでいくと見ていますか。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 私の説明がちょっとあれだったんですけども。この2ヶ月の具体的な動きとしまして、院長就任以来、全ての管理職と全ての係長職とのヒヤリングを行いました。これが1つです。それとは別に5つのプロジェクトを示して、このプロジェクトリーダーを指名して、その人選が5月末で終って6月1日から稼動ということです。

それと、今後どういうふうにこれが加速していくかということですが、それぞれこれから各プロジェクトのメンバーが話されるとは思いますけれども、2ヶ月に1回ですね、報告会を開いて報告してもらおうということも院長から示されておりますので。その中でそれぞれの進み具合が見えてくるというふうに考えております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 6月1日からプロジェクトリーダーを先頭にやっていると。それが2ヶ月に1度の報告会というか、院長への報告なのか一同に会しての報告なのかは分かりませんが、2ヶ月に1度の報告会程度で間に合うという言い方は変ですが、思った方向へ向けられるのかなって。病院に対しては以前からも、どうも足が重いというか、向きがズレているという気持ちがありまして。そんな2ヶ月に1度の報告会で院長を含め町長も含め、そういう意思が伝わるのかとか。まあ、町長はそんなに中身は詳しくなくても良いんでしょうけれども、院長さんにはそれなりに病院の主たる部分として見ていかなければならないわけですよね。それこそ事件のこともありますから、密に職員との交流をしながら改善を目指さなければならないのではないかと思うのにも関わらず、2ヶ月に1度の報告会というのは、ちょっと解せないのですけれども。その辺はどうです。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） まだ各プロジェクトがどういう話し合いを、目的とか検討事項は示されておりますので、それらがどういう形で出てくるか。これが当初院長から2ヶ月に1度の報告というふうに指示をされております。物によっては毎月になるのかもしれないし、物によっては3ヶ月、4ヶ月に1回になるのかもしれない。ここは全プロジェクトリーダーに対しては、私の方で指示を受けているのは2ヶ月に1回というふうに指示を受けております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 新聞報道の中に三田院長さんが、トップダウンよりも現場を良く知る職員が意見を出し合う方が効果的だという文章があります。で、要はプロジェクトが立ち上がったわけですから、その中で部門ごとなり、チームなりという部分で話し合われていくんだと思いますけれども。それを逐次、院長を交えた部分で話し合いが行われる方が、私は良いと思うんですけれども。

今、事務長さんがそういうように承っているっていう言い方をしましたよね。そういう方向を聞いていると、そうじゃなくて、事務方は事務方でやらなきゃならないことはあるんじゃないですか。そういうのも院長にも報告しないとないだろうし、町長にも報告しないとないんだと思うんです。そういう点で事務方としてはどうですか。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） まず、事務方としてのということでのご質問ですが、院内においては毎週1度の会議を、院長を中心に副院長、総師長、私が集まって話すという機会を設けております。プロジェクトリーダーについては、今言いましたようにリーダーの人選を5月いっぱいまで終えて6月から動くということですので、先ほどからの繰り返しになりますけれども、それぞれのリーダーの報告の内容によってはいろいろある

と思います。今、指示を受けたということについての事務長の言葉に対してですけれども。このプロジェクトリーダーに対しての動き方について、院長から指示を受けたということで理解をしていただきたいと思います。従来どおり事務方はですね、業務報告会でありますとか、諸々の会議で様々な情報を今後とも続けて出していきたいと。それから町長に対しても定例の運営会議がありますけれども、それ以外にも事があればですね、町長、副町長に連携をしていきたいというふうに考えております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今の部分でもまだ私にはしっくりいきません。しかし、そういう状態で院長からの指示もあり、週1で院長、副院長、事務長と話し合っているということなんですけれど。事務方で例えばプロジェクトを受けた人達が動きやすいような環境を整えるだとか、そういうことも事務方の1つの仕事かと私は思うんですけれども。で、なおかつ、週1事務長と院長と話しているから事務方はそれで全部話通っているんだというふうに、私はちょっと思えないんですけれど。事務方は事務の中で、いろいろな日々の問題に対して話し合いが出来ているんですか。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） プロジェクトリーダーは先ほども言いましたように役職に関係なくプロジェクトリーダーが推薦をして院長が委嘱をしております。で、私としては各全ての所属長にこのプロジェクトの趣旨、それからメンバー、それからそういうリーダーが招集する会議に出やすい環境を作るということは、各部署に通知をしたところでございます。

それから、事務部内の3課ございますけれども、そこについては定期とかではなく、必要に応じて常に集まって話をするという状況を従来もやっておりましたし、これからも続けていきたいと考えております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） それほど外れてもない答弁だったので。そうですね、今2ヶ月に1度の報告会があるということなので、それを2回になるか1回になるのか分かりませんが暫く、暫くというか、次の定例会にでも質問できるように私も準備したいと思いますが、よろしくをお願いします。

2つ目の質問に移らせていただきます。新しい総合事業の実施はと題しまして。

介護保険制度の改正によりサービスの一部が市町村の総合事業へ移行していきます。八雲町は来年度移行予定ですが、つい数日前にまた、厚生労働省が社会保障審議会介護保険部会で、私として改悪としか思えない内容を提起されております。

以前の議会への答弁として、新しい総合事業への移行・実施は、サービスの低下等はないと答弁されていたと思います。しかし、来年実施に向けて今政府の改悪案を受けて、ど

うしていこうと思っているのか、伺いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年を見据えた施策である地域包括ケアシステムの構築と、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化、効率化による費用負担の公平化を行うため、平成27年度介護保険法の改正が行われました。この改正により、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実とともに、介護予防給付に位置付けられ、全国一律のサービス内容であった訪問介護予防サービスと、通所介護予防サービスが、新しい総合事業として地域支援事業に移行し、リハビリを重視して行なう一般介護予防事業と併せ、平成29年4月までにすべての市町村で実施することとなりました。

当町におきましては、現在の利用者に対し引き続き、現行の予防訪問介護、予防通所介護相当のサービスの提供を、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日までに完全移行を行ないます。実施にあたり、要綱、基準等の整備を行い、関係事業者への説明会を開催し、広報紙等により町民への周知と、適切なサービスを滞りなく提供できるよう着実に進めてまいります。

現在、国において2018年度介護保険事業制度見直しに向け、社会保障審議会介護保険部会での議論が始まっており、年内中に意見をとりまとめ、制度見直しが必要な内容については、2017年通常国会に介護保険法改正案を提出する予定となっているようです。見直しに向けた検討項目としては、軽度者に対する生活援助サービス、利用者負担など、給付と負担の在り方が大きな焦点となっておりますが、見直しに向けた議論が本格化するのには参議院選挙後とみられております。また、当初より、多くの委員から軽度者の給付見直しを懸念する声が続出して出されており、軽度者の定義、生活援助サービスの定義等については、今後、議論・検討を重ねて行く中でまとめていく等、事務局から答弁され、次期制度改正の見直し内容については、どの程度行われるか全く未確定の部分が多く、軽度者に対する給付の制限を含む見直し等、懸念される事項があるものの、現時点において内容について評価できる段階に至っていないと判断しております。

新しい総合事業への影響につきましても同様と考えますが、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域支援事業の充実を図るためには、当面、平成30年度新規サービス実施に向け、次年度より実施いたしますサービスに加え、人員等基準緩和したサービスや、住民ボランティア等多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させ、地域で支える体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 現在、今町長が答弁されたように、まだ定かではないんですけども。以前、介護保険、うちらは改悪って言っていますけれども、改正された時に、今

言われたように総合事業へってなった時点で、多様なサービスをしますよだとかという、適正なサービスを行いますっていう言葉に騙されて、という言い方も変かもしれませんが、それでも、それでサービスは変わらないんだという答弁を私はもらったと思うんですけども。どう見てもそのサービスを提供する部分で言ったって、介護保険だっただんどん基準緩和されているわけです。今まで例えば制約があった部分、これを、制約というのは実施する側ですね、それが例えば業者委託になってみたり、ボランティアになってみたり。ということは、そこには資格者がいなくても良いような状況とかがありうるわけです。で、なおかつ、まだ全移行もしていないのに、厚生労働省がまたこういうことを言い出すということは、そのまま実施されるのではないかという懸念があります。で、例えばです、その中で実施されたら八雲町はそれにのっかってサービスをしていきますよという答えだったと受け止めてよろしいですか。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今、現在ですね国においては今議員さんもおっしゃったように、2018年度に向けて、介護保険法の改正について見直しを行っているということで、現在社会保障審議会介護保険部会の方で議論を始めたところだということで。この議論については参議院選挙が終った後に本格的な議論になっていくというところで、まだ議論が始まったばかりというところで、内容についてどう変わるかというところは今後の議論になるというふうに思います。で、その部会の中でも議員の皆様方からの意見の中でも、今回の見直しについてもいろいろと心配する発言、反対という意味です、発言も出てるところでございます。

この介護保険部会にはですね、全国の委員として、全国町村会長または全国市長会の代表の方も含めた中で議論されておりますけれども。例えば全国市長会の代表の方の意見でも、今回の見直しについては軽度者でも給付によるサービスである程度の重度化を防ぐことが出来ると、地域支援事業への移行は市町村の負担になるというような、市町村に対する懸念する発言もありますし、中にはこの地域支援事業というのがまだ始まったばかりで、効果も出ないうちにこういう見直しをするのは時期尚早ではないかという意見も出ております。こういった中でこの見直しの項目を今回見た中ではですね、具体的に試算とかそういうのは全くしておりませんが、やはりある程度我々も心配するところはあるというふうには考えてございます。で、総合事業の29年度の移行時については、現在のサービスをそのまま変わらずに移行するという考えでおります。で、この今現在見直ししている項目につきましては、平成30年度からの国の第7期の計画に間に合わせるような議論をしているんだというふうに思いますけれども。その介護部会での結論、それを国としてどう判断するかというところは、やはり我々も注視していかなければならないというふうに考えております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今言われたように、総合事業だってまだ八雲やっていないんですよ。これからなんですよね、実施は。既に実施しているところだって、何自治体かありますけれども。例えばここに私が持っているのは江差なんですけれども、ここでもやっぱり総合事業になったらどう変わるのかという部分を説明している、江差保健所相談室が出したやつがあるんです。そこでは八雲の第6期介護保険事業計画素案っていうやつの中にも似たようなふうには書いてあります。が、しかしですね、そこの部分に新しい総合事業の課題という部分がありました。社会保障の拡大と介護保険料の上昇抑制、介護保険制度を持続可能なものにするために、この事業は互助、互いに助け合うことですね。互助の必要性が問われていると。で、現実には世間でも言われていますけれども、介護の担い手不足の社会になってきます。そういう段階で、要は基本的にこういうふうに総合支援になって、なおかつ病院事業もそうですけれども、在宅へ、だとかの方向を出されているわけですよ。それに対して、要は担い手がないわけですよ。施設とかだったら転院まではオッケーでしょ。でも在宅になるとそういうわけには、なかなかいかないのではないかなど。その中では今現在行われている事業で、ヘルパーさんの手助けである程度の生活を営んでいる方も現実にはいらっしゃるわけですよ。これが今言った30年7期にという説明でしたけれども。その時点で軽度者の部分を、また要は生活援助だとかの部分を外していこうとしていると。そういう部分を八雲町は、やっぱり独自に何とかしようということは考えていないんですかね。例えばここに厚沢部町の地域包括センターで、まあ出しているわけではないんでしょうけれども、その内容でも江差よりはもっとあれですよ、大丈夫ですっていう雰囲気を書いてあります。事業内容は次のとおり、同等のサービス、介護予防ホームヘルプサービス事業、今までと同等のサービス。介護予防デイサービス事業、これも同等サービスって言っているんですよ。それは八雲町でも前に聞いた時には、低下はないという答弁と同じですよ。

ついこの間、私も初めて耳にしたんですけれども、この総合事業を行うにあたって、基本チェックリストというものがあると。これにしたがってサービスの提供をする、しないを決めるというようなことが書いてあります。これは、八雲町もこの基本チェックリストを元に介護予防とか生活支援が必要かどうかを判断していくのかと思われましてけれども。これはこの総合事業が、要は介護保険制度が改正されて総合事業にいくために、これが必要だということで多分出されているんだと思うんですけれども。そうすると今まで受けていたサービスを、受けられない人とかでてきませんか。それが要はサービスの低下にならないということにはならないと思うんですけれども。いかがです。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 新しい総合事業の内容についてですけれども。先ほどもお話したと思うんですけれども、この移行については29年の4月1日から実施ということで、八雲町においては移行することになりますので。この時点については今現行のサービス事業と変わらない、同様のサービスというふうに考えております。で、今回の見直しに

については30年度、第7期からということになりますので、この改正内容によりましては八雲町の次の計画、第7期の計画の中で、改正の内容にあわせてまた検討していく必要があるというふうに現時点では考えてございます。それから基本チェックリストにつきましては、基本的には八雲町におきましては介護の申請をしていただいて、介護認定を審査会で認定した形でサービスを受給できる、出来ないということを判定することで考えてございます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今の答弁だと、基本チェックリストを八雲は使わないということなんです。いくら言ってもこれからの話だって言うから何ともあれだけれども。第7期介護保険のを作って、それがどうなるかという話なんでしょうけれども。でも、だからどうなるかじゃなくて、今までと変わらないサービスを続けて欲しいということなんです。そういうふうに出ないかって言うんですが。ただそこで、要はそのまま政府がこういう介護保険制度、それから総合事業はこうあるべきだというものをそのまま鵜呑みにしてやっていくのか、どちらですか、最初に聞いたつもりだったんですけども。

これからお年寄りどんどん増えるんですよ。その中で前回の3月の議会の中でも、痴呆だとか徘徊だとか増えるわけですよ。そのためにも同等でなくて、それ以上の何かが必要になるんじゃないですか。まあ保健福祉課だけの話じゃないって言えば、それまでなのかもしれないけれども。だいたい政府が基本的にこうやって制度を改正すると、どうしてもサービスの低下は免れない。そのサービスの低下を、要は市町村では財政の面からは負担出来ないとなってきましたよね。それは仕方がないんだとすることは出来ないんじゃないですかね、町長。八雲町民の代表であり、八雲町民を守らなければならない町長としては、率先して悪くならないようにして欲しいんですけども。いかがですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員ですね、先ほどから答弁しているとおりですね、この総合事業につきましては細部が決まっていないということでもありますので、その辺も町としても、しっかりとまた把握をしながら取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今日1発目の三澤君のやり取りの中でもそのようなことでずっと時間を費やしていたように思います。八雲町がどうあるべきか。というか、例えば人口が減る、高齢者が増える、これをどうしていくかという八雲町独自のものが無くて、要は財政の裏打ちがないことは出来ないというふうにしかな聞こえないんですよ。そういうことで八雲の人口減少を止めることは出来ないし、高齢者の福祉にも繋がらない。その点を考えていただきたい。そうしないと、それこそ見通しなり計画通りどんどん人口は減り、

どんどん財政は悪くなり、ということになるんじゃないですか。そういうふうには結びつけて考えてないんですか、町長。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね横田議員から、この介護保険制度、これは高齢者含めて国だけじゃなく町も独自に考えた方がいいよという話だと思います。それと同時にそのことも人口減少に繋がるのではないかと。で、ゆくゆくは人口が減って財政が苦しくなって、もっと悪い町になるということじゃないのかということを考えてながら町長はやっているのかということであると認識しております。ただ私もそういうことのないようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（横田喜世志君） 終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で横田喜世志君の質問は終わりました。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時04分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に赤井睦美さんの質問を許します。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 質問に入る前にすみません、2ヶ所訂正させてください。（1）の質問の3行目、9年目ではなく10年目でした。そこを9を10に変えて、（2）の上から2行目、検診の「検」が健康の「健」という字です。大変申し訳ありません、よろしく願いいたします。では、質問に入ります。

子育ては親の責任において行うものですが、お子さんが障がいを抱えていたり、保護者が病気だったり、ひとり親だったり、子どもや保護者の状況によっては、より強い行政や関係機関の支援が必要となります。子ども達を支え、環境を整えることで、子ども達が自立でき、社会に適応していくことができれば、子どもも家族も社会もみんなが幸せになります。八雲町の子ども達すべてが幸せに過ごせるよう皆で力を合わせ、支える環境をつくるために、次の3点について質問いたします。

（1）平成19年4月から本格実施となった特別支援教育において、八雲町では、教育委員会の努力で連携協議会という行政の垣根を越えたすばらしい連携が生まれ、支援体制も大きく前進したと思います。そこで、10年目に入った今、特別支援教育における現状と課題、今後の方向性についてお伺いします。

（2）5歳児相談から5歳児健診となり、そこに教育委員会も加わり、各課連携し子ども達の就学における困難が少しでも解消するために努力されていますが、この健診でチェ

ックされたお子さんは、どのような手立てを経て就学前相談につながるのでしょうか？
また、3歳児健診や1歳半健診など、5歳児前の健診でチェックされた場合はどのような対応になるのでしょうか。

(3) 八雲町子ども発達支援センターの取り組みを具体的に教えてください。今、大学生の発達障害は、8年前の20倍にもなっているとデータが出ています。これだけ療育の需要が増えてきたら、今後、専門の職員との連携や専門職員の配置も考えなければならないと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。以上、お伺いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 赤井議員の質問のうち、(1) 特別支援教育の現状と課題及び今後の方向性についてお答えいたします。

特別支援教育の理念は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、一人一人のニーズに応じた適切な指導、支援を行うものとされており。このため各学校においては、必要に応じて個別の指導計画や教育支援計画を策定し、特別支援学校や関係機関との連携を図り、個々の障がいに応じて必要な配慮を適切に行うよう指導の充実に努めてきているところであります。

このような中、平成25年の学校教育法施行令の改正や本年4月1日施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、これまで以上に特別支援教育の充実が求められるとともに、インクルーシブ教育の構築も必要とされておりますことから、今後は重複障がいを抱える児童生徒が地域の学校に就学するケースが増加することも考えられます。教育委員会といたしましては、これまでも校内委員会の設置やコーディネーターの指名、個別の支援計画の策定などの指導に努めてまいりましたが、今後におきましても、特別な支援を必要とする児童生徒のみならず、学級全体に対する指導の在り方を工夫するとともに、現在配置しております特別支援教育支援員の有効活用を図ってまいります。

また、教職員はもとより、幼稚園・保育所や行政関係機関の理解促進を図るため、特別支援教育連携協議会主催による研修会を去る5月31日に開催しておりますが、今後も専門性の向上を図る取組や、教職員全体で共通理解を図る取組を推進し、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員の(2)の質問にお答えいたします。

平成23年度に相談事業として始まった5歳児相談ですが、平成26年度からは健診事業に変更し、小児科や歯科の先生方にも診ていただいております。3歳児健診、5歳児健診の受診率は共に、例年97%前後と高く、保護者の方の健診を受診する必要性の理解度は高いと評価しております。5歳児健診は、保健師の他、子ども発達支援センター、教育委員会、八雲養護学校の職員が行っております。

保護者の方が、就学前教育相談を利用するまでの支援の経緯としましては、前年度に5

歳児健診を受け、経過観察や療育相談、巡回児童相談、母子療育の利用の勧奨、医療機関の受診が必要となったお子さんの、その後の支援状況とお子さんの発達状況についての情報交換を、毎年5月から6月に保健師と子ども発達支援センター職員との間で行なっております。その後、保健師、子ども発達支援センター、教育委員会で集まり、この情報を教育委員会に伝達しております。更にここで、それぞれのお子さんに今後必要な支援を検討するとともに、就学前教育相談をご利用していただけるように連携を図っております。

また、5歳児前の健診でチェックされた場合の対応であります。1歳6ヶ月健診と3歳児健診では、健診の事後としてカンファレンスを行ない、従事スタッフ間で気になったお子さんの情報共有と、それぞれのお子さんに対する支援方法を検討しております。健診の時点では、若干の遅れは認められるものの、全体像から今後伸びていく可能性が十分考えられるお子さんに対しましては、経過観察時期を決め再び健診を受けていただいたり、経過観察時期に保健師が、保護者の方からお子さんの発達の確認をしながら、発達障がい早期発見、早期支援に努めております。

さらに、健診時に発達の遅れが強く疑われるお子さんの場合には、保健師より保護者の方へ、お子さんの発達の状況を伝え、保護者の方の理解を得られるような関わりを継続していきながら、療育相談、いたずらっ子の会、巡回児童相談、ひまわり、専門医の紹介など、様々な専門機関を紹介するなどして支援しております。

しかし、近年は、お子さんの発達における問題がコミュニケーションにあることが多いため、3歳までの健診では集団行動における問題点は明らかにされにくい状況にあります。ほとんどのお子さんが、幼稚園、保育園などで、集団生活を受けるようになる5歳児を対象とする5歳児健診で、軽度の発達上の問題や社会性の発達における問題が明らかになっております。今後も、5歳児健診で軽度の発達障がいや社会性の発達の低下のあるお子さんが発見され、その後の支援により、お子さんが就学後に不適応を起こさず、安心して教育が受けられるようになるために、5歳児健診の体制の充実を図るとともに、子ども発達支援センターと役割分担をしながら、幼稚園、保育園、教育委員会、八雲養護学校、医療機関と連携をし、就学前教育相談の利用の勧奨等、就学に向けての支援をしていきたいと考えております。

(3) の子ども発達支援センターの具体的な取組みは、ことばや発達の遅れが気になるお子さんを、個別・集団で療育する通園児療育ひまわり、発達に関する各種相談、情報提供や講演会の開催、おしま地域療育センターの言語聴覚士・臨床発達心理士による相談・助言、巡回児童相談受付、5歳児健診、教育支援委員会への参加、特別支援教育連携協議会による相談派遣事業等を行っております。

子ども発達支援センターは、現在4名の職員を配置し、うち2名の保育士資格を有する職員が療育事業を行っており、療育通園児は、平成27年度で32名おります。子ども達の状況や取り巻く環境など、一人ひとりが必要とする支援の形は様々であり、療育に従事する保育士の資質の向上と、多様な職種や関係機関との連携は欠かせないものと考えております。

専門の職員の配置の件につきましては、職種を含め、今後の検討課題とさせていただきますと思いますが、専門の職員との連携につきましては、これまでもにおいても、関係機関の専門の職員と連携をとりながら事業を進めておりますが、より連携を密にし学ぶことによってスキルアップを図り、療育に関する情報発信やアドバイスを充実させる必要があると考えております。専門の職員の配置の件につきましては、職種を含め、今後の検討課題とさせていただきますと思いますが、専門の職員との連携につきましては、これまでもにおいても、関係機関の専門の職員と、連携をとりながら事業を進めておりますが、より連携を密にし、学ぶことによってスキルアップを図り、療育に関する情報発信やアドバイスを充実させる必要があると考えております。

以上、よろしく願いをいたします。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 文部科学省が出している特別支援教育の資料に、「特別支援教育では障害のある子どもは通常の学級で教育を受ける事になるのですか」という質問に、「特別支援教育は子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて多様な教育の場が確保されております。具体的には障害の状況に応じて、これまで同様、特別支援学校や小学校、中学校、特別支援学級などにおいて、きめ細かい教育を受けることができます。また、通常の学級に在籍している言語障害や発達障害などのある子どもたちは、通級による指導の制度もあります。」と書いているんですけども。道南では北斗市、函館市が通級の制度を利用して教育していると思うんですけども、八雲の小中学校では導入されていないんですよ。で、これは是非導入してほしいなっていう保護者の声もありますし、私も思うんですけども。その導入されていない理由を教えてください。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） ただいまの通級指導の関係でございますが、対象となる学校としまして、今赤井議員からあったとおりですね、通常の学級に在籍し、比較的軽度な言語障害等を有する児童・生徒に対して特別の指導の場を設け、定期的に状態に応じた指導を行うということで加配の措置があるんですが、その配置基準が対象児童・生徒がおおむね10名以上ですとか、人数に関わらず1週間におおむね24時間以上の指導をする学校ということで。八雲小中が対象となる学校になっていないということで、現在行っていないということをご理解いただきたいと思います。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） なぜ通級というか、今中学生が特別支援学級に通っているお子さんの場合、中学生でね。普通高校を受験するのに普通は内申点とって、通知表、国語、数学、英語っていうのが通知表で5 4 3 2 1という評価が付くんですね。で、受験をする時にその内申点も一緒に高校に提出されて、で、当日の受験の成績と両方、1対1で見る

学校もあるでしょうし、受験を重視するところも内申点重視するところも、それぞれ高校によって違うとは聞きましたけれども、そういうのがあります。で、八雲町の場合、私の知っているお子さんは、少人数で普通学級で教育して欲しいというので、小さい小学校に行って、小さい中学校に通っていた方は、今普通学級なので全ての教科において5432の評価が付いています。

で、通学の援助が親が出来ないために、八雲小学校の特別支援学級、八雲中学校の特別支援学級に入ったお子さんは、5432の評価がないので普通高校を受けると受験1本なんですよね。そして通知表というのが点数ではなくて文書で、例えば英語、リスニングは良いけれども単語は覚えていませんよとか、そんな文書で書かれるので、それは受験の対象にはならない。そうすると同じく発達障害って診断された子でも、普通高校を受けるのにすごくここでハンデがあるわけですよ。

そしてもう1つハンデがあるのは、特別支援学級じゃない普通学級に入っているけど、成績があまりよくなくて、このまま高校に行っても途中で辞めても困るなど。八雲にいるとは言いませんけれど。そう思ったご両親が中学校の途中で療育手帳をいただいて、特別支援学校を受験するってなるんですね。そうすると特別支援学級で勉強してきたお子さんと普通学級で勉強してきたお子さんが同時に特別支援学校を受けると、当然成績で普通学級の子が特別支援学校に入学が出来て、特別支援学級で学んでいた子は本来特別支援学校に入らなきゃいけないのに落ちてしまうという。だからこの子はもう行き場がないんですね。だからこういう支援をどこでしてくれるのかなって。であれば、もし知的にそんなに大きく障害がないのであれば、通級だと通知表の54321はもらえますから、受験にもそれが、オール3だとしても無いよりはずっと良いですしね。それから普通高校を受けるといいう、間口が広がるという事でやっぱり私その、最初の特別支援学級でも、どんな方法でもありますよ、ニーズに答えますよって言うんですけども。受験の段階になると、これは町では解決できない問題ですけど、そういうハンデが出てくるんですよ。ですから、今のうちに小学校から中学校から、そういうハンデがない方法で、なるべく普通高校でも受験できるような、そんな体制をつけていただきたいと思って通級って言ったんですけども。そういうシステム上で通級が出来なければ、八雲小学校、中学校においてはどんな方法が考えられるんでしょうか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 現在、普通学級で学ぶそういった子どもさん方に対して、特別支援の支援員を配置しておりまして、それぞれの学校で対応しているのが実態でございます。本年度であれば小学校5校に6名、中学校2校に3名ということで、支援の必要な子どもたちに対して取組をしているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 小学校5校で6人ということは、多分八雲小学校2人だと思うん

ですけれども、6学年あって2人ということは、1学年に1人で3クラスあったとしても、9クラスで1人ですよ。したら毎日支援が必要な子が受けられないという状態なんですけれども。支援員の数ってもっと増やすことって出来ないんでしょうか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 支援員の配置につきましては毎年学校に対して調査を行ってですね、その必要性について学校から出てきた要望を教育委員会内部でも検討して、予算計上して支援員配置をしているところなんです。昨年度あたりからですね、その支援員のなり手といいますか、募集してもなかなか支援出来る教員の免許を持っていたり、教育に関わった仕事をしていて支援が出来ますよという人の応募が無いというのも実態でございます。なかなか全てのニーズには答えられていないという実態はありますが、今後もこの支援員の配置は、今赤井議員からもあったとおり1つの有効な手段だと思いますので、内部で十分検討して対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 文化省や道教委の文書の中に、これ私の読み間違いかもしれませんが、支援員は障がいのある子どもの子育て経験者や特別支援教育支援員研修会に参加した地域の方などを対象に加えるっていう一文が出来てるんですよ。知内なんかは、本当に地域の主婦の方がこの研修会を受けて支援員になっている。で、その目的は支援員を学校に増やすということもあるんですけども、その方たちが地域に戻った時に地域でも発達障害の方をフォローできるというか、支援出来るという、そういう両方の目的で、普通の方にも研修を受けて支援員になってもらっているという事例も聞きました。

で、今すぐそれをやってくれということではないんですけども、同じ子どもたちですから。もしそういうことが八雲町でも可能であれば、やっぱり1人でも多くの支援員の要請をして、本当に毎日安心な支援を受けられる、そんな環境を作っていただきたいと思うのですけれども。いかがでしょうか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 支援については、必ずしも教員免許等をということではございませんが、今、赤井議員からあったとおりですね、どういう形で地域の中でそういった人材を発掘、あるいは育てていけるのかということで、内部でも十分に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 過日ですね、渡島の教育委員会の教育長の代表会議がありまして、その場でも特別支援教育の充実ということが話題になりました。その後、全道の教育

長の特別支援連絡協議会というのが持たれまして、今年も全道で各管内を対象とした、ただいま議員がおっしゃったような支援員を対象とした研修会も企画しようということ、これが決定次第、広く案内をして参加出来るような対策をとりたいとも考えているところです。

また、中学生の特別支援を必要とする生徒の進学についてということでお話がありました。このことについては、本道においても特別支援を必要とする中学生、小学生もそうなのですが、どんどん増えてきて、渡島には高等養護学校がないという、そういう指摘もされてきました。そうしたことで、今後渡島にも高等養護学校の設置ができるという見通しがもたれたということもございますし、また、学習指導要領においても、こうした子どもたちを対象とした中学校、高校との連携を図って、望ましい教育を提供するようというふうな強い指導もされております。これらを受けまして本町におきましても中高連携会議がもたれております。そうした場で八雲高校を受験する生徒に対しては、八雲高校に対して、そうしたお子さんの対応についての情報提供を細かくしていきたいと考えておりますし、他の高校を受験する生徒についても、その高校に対して適切な情報提示をしていきたいと。そのように考えております。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 渡島にも設置されるということですが、やっぱり支援が必要なお子さんを親元から離すのもすごい、まだまだ自立が出来てなければ出来ないことなので。出来ればその、平成30年には公立高校の中にも特別支援学級が設置される動きがあるという、この間研修でおっしゃっていましたが。八雲高校はすぐにするかどうかは分かりませんが、なるべく地元で18までは育てて自立できるような支援をして、自立できて初めて町外へ出すっていう、そういう仕組みをとってあげた方が、傷ついて戻ってくるののないような、そんな支援に繋がるといいなと思いますので。今の中高連携会議には本当に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

で、(2)の方なんですけれども。先ほど経過観察とか早期発見・早期支援、保護者の理解、専門医の紹介。で、3歳児になって、3歳児健診でチェックした人も経過観察していきますよというお答えだったんですけども。具体的にいたずらっこの会に繋がると、さっきおっしゃってましたよね。ごめんなさいね、私もいたずらっこの会でそういう専門の方がいらして、そういう言語の検査とかしていただいたんですけども。その後の保健師さんの支援というのを感じなかったんですけども、具体的に保健師さんってどんな支援をされているのでしょうか。カンファレンスというのは直接の支援ではなく、支援のための会議だと思うんですけども。その障害を抱えたというか、ちょっとこの子はチェックですねって思ったお子さんに対して、保護者に対しての具体的な支援って、福祉課としてはどのようなことをなさっているのでしょうか。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 議長、保健福祉課主幹。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 3歳児健診の後の、事後のカンファレンスの後、じゃあどのように支援しているのかということだと思わすけれども、先ほど言ったように、いたずらっこの会に結びつけるというふうなところまでは、やはり保健師としては保護者の方にお子さんの状態をきちっと理解してもらって、そういう専門機関を受けていただくという部分ではすごく重要な業務かなというふうに考えております。そのためには健診の時もそうなんですけれども、経過を追っている時もそうなんですけれども、お子さんの状態、発達の遅れを保護者の方と共有できるというふうな努力をするために、お母さんの方に電話を掛けたり、時にはお子さんの状況を再度確認させていただきながら、お母さんの方でもお子さんの発達の遅れについてある程度認識していただけるような係わりをしていき、そしてまた、いたずらっ子がいついつあるんですけれども、そこで専門の先生に診てもらいませんかっていうふうなところを促しながら支援をしております。

そして、いたずらっこの会に繋がったお子さんにおきましては、今度は発達を見ていくというふうな部分では、発達支援センターの職員の方にバトンタッチをして、またいたずらっこの方で経過をみていく、状況によっては児童相談に繋げていくというふうなことで、保健師としては係わりをもって支援をしております。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 何人かの方に言われたことがあるんですけど。やっぱりその、いたずらっこの会にどうですか言うまでの関係作りって、私たちもそうですけれども本当に大事だと思うんですね。で、そのいたずらっこの会になぜ行くかっていうことは、障害があるかもしれないって、そういうことで行くんですけども。健診を受けるお母さんは、初めからうちの子は障害かしらって思っているお母さんってかなり少なく、特に長男・長女であれば、これが普通の子育てと思って健診に行くわけですけど、その時に保健師さんに「お母さん大変でしたね」って、「このお子さんここまで育ててきて、本当に大変でしたね」って何度も言われて、よっぽど重症な障害なんだろうかってショックを受けて寝込んだっていうお母さんもいましたし、それからそういう前触れがなく、いきなり障害みたいですよって言われた方もいて。

やっぱり私、そのいたずらっこの会に繋げるのが物凄く大切だって今おっしゃっていたんですけれども、繋げる事よりもそれを支えるための職員の姿勢の方がうんと大事じゃないかと、私思うんですね。やっぱり保健師さんの言葉一つが、保健師さんって凄く仲の良い方は別ですよ。初めてお会いする保健師さんから言われる言葉だから、やっぱりその障害なんていうのを受け入れるって、相当なお母さんも勇気が必要で。で、どちらかという母親は、障害って言われたら自分の育て方が悪かったんじゃないかという、すぐその自分を責める形になるので。障害ということと言われると、自分が悪いって責められているかのように取るんですね。ですから、そのいたずらっこの会に繋げるということも大事だけれども、そこに行くまでのお母さんを支えるという、その姿勢をもっともっと研修してほしいと思うんですけれども。そこはいかがでしょうか。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 議長、保健福祉課主幹。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 先ほど赤井議員がおっしゃられたように、保健師はやはり専門職として健診の場面でもそうなんですけれども、きちっと保護者の方に今のお子さんの状態を伝えるということをしなければいけない時期があると思います。経過観察の途中であれ、健診の場面であれ。やはり伝える以上、保健師としてはそのお子さんの保護者の方をきちっと支えていくというふうな覚悟でお母さんに接していかなければ、やはり傷つけてしまったりとか、自分の子育てを何かこう否定されたような気持ちになるんじゃないかなというふうに感じます。それはおっしゃられるとおりにかなというふうに思います。で、今そこら辺をきちっと対応出来るように、自己学習という意味で保健師が集まりながら、やはり健診や相談の場面でどのようにお母さんたちに接していくべきかというこの学習会を予定もしております。

それぞれの保健師がそこら辺は認識しているんじゃないかと、思いながらはいるんですけども。やはりともすると、そういう配慮が欠けるといふ部分も実際あったのかなというふうに考えるとところも全くゼロではないということに立ち返りまして、今後はそこら辺をきちっと学習していきながらというふうなことで考えております。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 発達支援センターについて、そのいたずらっこからは発達支援センターにバトンタッチということでしたけれども。先ほど大学生の発達障害が20倍に増えているということで、八雲町でも32人療育指導をされているということでしたけれども。やっぱりそういうお子さんは増加傾向にあるのでしょうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 先ほど町長の方から答弁させていただいた内容で、平成27年度については32名ということで、それ以前からもやはり30名近い通所の部分があります。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 発達支援センターは先ほど言葉の遅れや発達の遅れのある方たちに療育をしたり、情報提供、研修会の開催等をしていますということだったんですけども。その発達支援センターに通う保護者の方にはどのような対応をされているのでしょうか。

○住民生活係長（松本 忍君） 議長、住民生活課係長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課係長。

○住民生活係長（松本 忍君） 松本といたします。よろしく申し上げます。

療育部門なんですけれども、今のところ32名いた時には自閉症の子が10人、自閉症ス

ペクトラムが3名、広汎性発達障害1名、脳性麻痺の子が1名、あとほとんどもう半分半分ですね、親の心配ということで障害の名前がないお子さんが17名ということでいらしています。で、その時にうちは母子通園センターという形のものになるので、必ずお母さんと一緒に来ていただいています。で、言語の遅れだとかがある方にはその対応をして、あとコミュニケーションが苦手というお子さんにはコミュニケーションをとるためにいろいろお母さんと職員とという形で取れるように、遊びながら楽しくという形で嫌がらずにやってもらって、楽しい場所という形の中でそういう言語だとか、あとコミュニケーションとか、そういう感じのものを療育の中に入れております。

で、お母さんも一緒なのでお母さんの、その時に毎回ですけれど来ていただいた時に、何か心配なことはないですかとか、困っていることはないですかという、お母さんの支援の方もやっております。以上です。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 今年とかではないんですけれども、3年くらい前に、療育センターって強制ではないので、お母さんの気持ちで通うか通わないかって決まりますよね。1年終ってその療育センターの方からどうされますかって聞いて、お母さんは専門職ではないのでどうしたらいいのか分からない。通った方がいいのか、もう辞めてもいいのか。もう成長したから良いですよって言うのであれば辞めますけどって。それでどうしたら良いですかってお母さんが聞いたら、それはお母さんが決めることですからって。確かに施設的には最終的に決めるのはお母さんだと思うんですけど、やっぱり私はこのお子さんはここまで成長して、あとこれくらいこういうことをするとこうなるかも知れないからもうちょっと通ってくださいとか。今までこれだけやってこんなに成長したから、あとは来ないで様子見てみましょうとか。やっぱりそういう専門的な助言が必要だと思うんですよ。でもそういうことが一切聞かれなくて。最近通っているお母さんにもどんなことを助言されているんですかって聞いたら、いや何もされていませんっていうお母さんもいらっしゃいます。

で、これ他の町の支援センターなんですけれども、たまたま、「週に1度療育に通っています。しかし、うちの子は集中出来る時と出来ない時があり、週に1度で本当に効果があるのかどうか心配です」っていうコメントが書かれていたんです。それに対して先輩のお母さんが、「療育の目的は子どもの障害克服ではなく、私たち親の対応の仕方を学ぶことです。支援センターの支援員がわが子の特性を理解し、子どもの困り感や生き辛さを少しでも解消できる環境づくりを教えてくれる事が何よりの支援なのです」って、その先輩のお母さんが書いているんですね。で、八雲の発達支援センターは本当にそうなっているんだろうかって。これは私の理想です。もしまだなっていないとしたら何が足りないのかわかっていうそこら辺を教えていただきたい。

だからその専門職員は財源的な面があって置けないというのもありますけれども。やっぱりその支援してもらいたいのは、やっぱり子どもは1週間に1回通ってそこでいろいろ

やるのも大事なんだけれども、その1週間の1回の時間よりもその他の時間を家庭で過ごすことの方がうんと多いから、その時にお母さんが、そうだ、こんなふうに言われていたからこうやってみようとか、ああやってみようとかっていうふうに自分自身が支援出来る。そういう方法を学びたい。そこが発達支援センターの一番だと思うんですね。そこがまだまだ出来ていない理由と、そこが出来るようになるためにはどうするかという、そこら辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） なぜ出来ないかという部分ですけども。赤井議員おっしゃるように、これだけ療育の部分の需要があるということであれば、今は保育士2名でやっておりますけれども、果たしてこの体制でいいのかと。より専門的な部分が必要になっているのではないかという現状も、おっしゃるとおりあると思うんですね。

で、今財源的な部分もあって、人をすぐに配置出来るかという部分もあるんですけども。療育というのが多分その医療的な部分はありますし、訓練ですとか、教育というような、そういった様々な分野が絡んでくるものだと思うんですね。で、保育士の他にどういった職種が今の発達支援センターに必要なのかといった部分もですね、一度考えさせていただきたいと思いますし、例えば機能訓練とかそういった部分については言語療法士ですとか、理学療法士のお力も借りなければならないという部分が出てきますので。その辺個別に人員を配置するというのは非常に難しい話だと思うんですね。その辺、可能であれば例えば病院のスタッフですとか、そういった方々の連携をいただければですね、今の発達支援センターの機能にもう少し上回った形の部分が出来ると思いますし、それから保育士の今のレベルアップというんですか、スキルアップというんですか、そういったものも、例えば渡島の医療センターの方から来ていただいている方に療育の部分を見てもらってですね、ここをこうした方が良くないかというようなアドバイスをいただきながら、職員の資質の向上という部分も努めていければなど考えております。以上です。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 今の素晴らしいと思うんですね。ちょうど総合病院にも理学療法士の方や作業療法士の方もいますし、それから今年から総合病院に児童思春期心の発達外来というのが月に1度、奇数月ですけどもお医者さんがいらっしゃるんですね。そして教育長も特別支援の専門のところを歩んでこられた方ですし、今、八雲高校の校長先生もそういう専門のところを歩んできた方なんです。町長、やはりそういういろんな機関と、専門職を全て発達支援センターで用意できたらこんな良いことはないけれど、やはり八雲町にそんな素晴らしい方々がいらっしゃるんですから、ぜひ、そういう方みんなと連携をすることで本当に良い連携がとれると思うんですけども。

町長は前に、障害の方たちがこの地域で自立していける、そんな町を目指して私もいろいろと取り組みますと。そして行政の垣根を越えて、だけどそれはどんな形でやれば良い

のかということ、これから職員と一緒に検討をしながら時間がかかるけれども作っていきたくて、前に三澤さんの質問にこういう答えをされているんですね。ですから、もうあれから時間が経ちましたから、どんな形で検討されたのか。連携の検討ですよ、その辺を教えてくださいたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、赤井議員から質問がありました。私も前も答弁しましたけれども、この八雲の地域で障害を持っている方も持っていない方も全てが暮らしていく町づくりということで、特に障害の方たちには町としてもサポートしていかなければならないという認識は持っていますので。先ほど赤井議員さんからお話がありました病院等々も、高校の先生とかの話もありましたので、その辺も含めて協議してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） ちょうど今の町長が初めてなんですよ、教育委員会のトップにいて、病院の本当に実際的な設置者であるって、先ほどご本人もおっしゃっていましたが。そうしたら本当に町長が頑張ることって今まで出来なかった教育・医療・福祉って連携することが出来るんですよ。町長はここで本当に頑張らなければならないと思うんですけども、その連携の形の1つとして、自立支援協議会って確かこういう障害のある方たちの支援をする団体。そしてそこには教育も福祉も医療も入っていなければならないということになっていて、そういうところでは連携は無理なんじゃないですか。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今、自立支援協議会のお話がありましたけれども。今、任期がまだ途中の任期でありまして、今後任期改選を迎えるんですけども。今言われた機関等を含めてですね、いろんな他の機関も含めた中で、自立支援協議会のどういう体制がいいかということ、これから検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 自立支援協議会を中心にこういう連携をしていくという方向だということですか、検討するという事は。町長は答えていないですけども、課長はそういう考えだということでしょうか。ごめんなさい。じゃあ、そこはいいです。

平成23年の自立支援協議会、2回私、傍聴させていただいたんです。というのは、私の一般質問が自立支援協議会で取り上げられるということで、どんなふうに評価されるのかという、ちょっと怖い気持ちもありましたけれども行きました。で、それは障害のある子どもたちが小規模の学校に行きたい。その時にスクールバスを出せないかという、そうい

う一般質問だったんですけれども。答えは財源的に無理という。それを取り上げてくださったんですけれども。その時に委員の方がおっしゃったのが、八雲小学校にも特別支援学級があるのに何をしにそんな校区外に行くんだよというお話で、それに対して、そこは教育委員会に詳しく聞かなきゃって。したら教育委員会を呼ばなかったら分からないだろうってということが何度も出ていたんですけれども。最終的にそれは親のわがままじゃないのかって、そういう発言もありました。私はその自立支援協議会という名前から言って、障がい者を支援する人達がね、発達障害の特性も分からないでそういう発言をするということにびっくりしましたし、その会の事務局がどうしてその委員にもっともっと勉強してもらわないだろうという、その2点びっくりしたのと、教育委員会を呼ばなきゃ駄目なんじゃないのという委員からの答えがあったのに、教育委員会を呼んでいないんですね。

その次、2回目また協議会があって、その時もやっぱり教育委員会の事例を挙げて話し合いました。で、それも教育委員会に聞かなきゃ分からないです、教育委員会にも聞かなきゃ分からないんですってという答えで、なぜ教育委員会を呼ばないんですか。だから自立支援協議会というか、それを持っている福祉課は、全く連携する気がないんじゃないかと私は思って帰ってきたんですけれども。

今の課長の答弁を聞くと、今後そこに教育も医療も含めてしっかりと支援、連携していきたいという形のように聞こえましたので。町長、ぜひその辺をもう一度、自立支援協議会とは何故あるのかということも含めて、そこで本当の子どもたち、または障害のある大人にも支援できる連携が出来ないかということを探して、万が一そこじゃ駄目ってなったら、新しい会を立ち上げるなり検討をして欲しいと思います。

ある町では自立支援協議会の中に教育委員会の特別支援の連携協議会というのが、子供部というのが入っていて、その中でその連携協議会で話し合われたことが自立支援協議会にもあがって行って、じゃあ町全体としてどうしようという、そういう話し合いになっている町もあるんですよ。今だと教育委員会でやっている連携協議会だと、教育委員会範囲はやっていただけますよ、でも本来は保育園・幼稚園って範囲じゃないんですよ。それなのに声を掛けてくださってやってもらっていますけれども。例えば特別養護学校に行かれた、よその町に行かれた子が夏休み・冬休み帰ってきたら、お父さんお母さんも大変なんですよ。そういうところの支援をどこがするかだとか、そういうことを担当するところって今のところないと思うので。その連携をしっかりと含めて、本当に障がい者の方たちが困った時に連携してやっていくという、そういう姿勢を是非とっていただきたいと思うんですけれども。町長いかがでしょうか。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。とりあえず課長に答弁させます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 先ほども私自立支援協議会の体制について協議したいというふうにお話しましたがけれども。今、議員さんのお話は私ちょっと存じ上げていないんですけれども。そういうこともあるということも含めてですね、自立支援協議会の体制、それから協議会での他機関との連携というか、そういうところも含めて今後検討していき

たいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員からこの障がい者に対する支援ということであります。これは本当に先ほどから申し上げている通りですね、私も教育の総合会議ということで入っていますし、この辺も連携をしながら今新しい田中教育長も来ておりますので、含めて教育委員会または行政、そして病院と連携をする形を少し模索しながら考えてみたいと、考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 八雲町は結構、先ほどの答弁にも何回も他所の自治体を見ながら調査していきますって答えがいつも多いと思うんですね。でも、よくどこかに挨拶をする時には道南北部の主要都市としてって。だから私やっぱり、自信を持って八雲町こんなことをやっているんだよって。何かいいね、それ真似してみようっていうふうに言われるようにね、本当によその事例も大事だけれども、うちの町の今一番何が足りないのか、どこが欠けているのかというところをしっかりと調査して、本当に良い町になるように目指していただきたいと思います。行政が悪いとかそういうことじゃなくて、本当に町民とみんなを力合わせて、みんなが幸せになれる町を目指していきたいと思っておりますので。これからもぜひ、積極的によろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で赤井睦美さんの質問が終わりました。

これをもって通告の質問が全部終わりました。一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

◎ 休会の議決

○議長（能登谷正人君） 6月7日は各常任委員会が開会するため、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

◎ 散会宣告

○議長（能登谷正人君） 本日はこれをもって散会いたします。

次の会議は、8日午前10時の開議を予定いたします。

〔散会 午後 3時55分〕